

平成 30 年度版

監 査 年 報



日本平夢テラスと富士山（写真提供：静岡県観光政策課）

静岡県監査委員

は　じ　め　に

静岡県監査委員は、県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務及び経営に係る事業等が公正かつ効率的に執行され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて、県民の視点から監査を実施しています。

本書は、平成30年度に実施した定期監査、隨時監査、行政監査、決算審査、住民監査請求に基づく監査などの実施状況や結果をまとめたものです。また、監査制度をわかりやすく解説した資料も掲載しました。

本書が県民の皆さまや関係各位にとりまして、監査に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和元年9月

静岡県監査委員 青木 清高
静岡県監査委員 城塚 浩
静岡県監査委員 和田 篤夫
静岡県監査委員 曜田 卓

目 次

第1 平成30年度監査の概要

| | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 平成30年度の監査の基本方針 | 1 |
| 2 | 平成30年度の監査等の種類及び実施状況 | 2 |
| 3 | 監査委員の状況 | 8 |
| 4 | 平成30年度の監査委員事務局の組織 | 9 |

第2 平成30年度の監査結果

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 1 | 平成30年度の監査実施状況 | 10 |
| (1) | 平成30年度の指摘等の状況一覧 | |
| 2 | 定期監査 | 14 |
| (1) | 監査実施状況 | |
| (2) | 指摘等の状況 | |
| (3) | 指摘等に対する改善の措置状況 | |
| 3 | 随時監査 | 20 |
| (1) | 監査実施状況 | |
| (2) | 指摘等の状況 | |
| (3) | 指摘等に対する改善の措置状況 | |
| 4 | 行政監査 | 23 |
| 5 | 財政的援助団体等の監査 | 24 |
| (1) | 監査実施状況 | |
| (2) | 指摘等の状況 | |
| (3) | 指摘等に対する改善の措置状況 | |
| 6 | 決算審査及び基金運用状況審査 | 29 |
| (1) | 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況 | |
| (2) | 基金運用状況に対する審査の実施状況 | |
| (3) | 公営企業会計に対する決算審査の実施状況 | |
| 7 | 健全化判断比率等審査 | 35 |
| (1) | 健全化判断比率審査の実施状況 | |
| (2) | 資金不足比率審査の実施状況 | |
| 8 | 例月出納検査 | 38 |
| 9 | 住民監査請求に基づく監査 | 39 |
| 10 | 平成30年度の意見・指摘・注意の主な事例 | 41 |
| 11 | 平成30年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載） | 49 |
| (1) | 定期監査 | |
| (2) | 随時監査 | |
| (3) | 財政的援助団体等 | |

| | |
|-----------------|----|
| 第3 年度別の指摘等の状況一覧 | 69 |
|-----------------|----|

| | |
|------------------|----|
| 第4 監査業務のアウトソーシング | 73 |
|------------------|----|

| | |
|------------|----|
| 第5 監査の情報提供 | 74 |
|------------|----|

資料 I 監査委員制度とは

| | |
|-------------|----|
| 1 監査委員制度の沿革 | 75 |
| 2 監査委員の職務 | 75 |
| 3 監査事務の流れ | 77 |

(参考) 監査結果の「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導（検討）」とは 82

資料 II 外部監査制度とは

| | |
|-------------------|----|
| 1 外部監査制度の概要 | 84 |
| 包括外部監査の流れ | |
| 2 包括外部監査の実施状況 | 86 |
| (1) 平成30年度の監査実施状況 | |
| (2) 監査結果 | |
| (3) 年度別の実施状況 | |

第1 平成30年度監査の概要

1 平成30年度の監査の基本方針

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指す。

また、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げる。

今後、監査制度の充実強化に係る平成32年4月からの改正地方自治法の施行を意識して、監査に取り組む。

1 公正・透明性のある監査

- (1) 法令、倫理等の遵守を重視した監査を実施する。
- (2) 公正不偏かつ客観的な判断による監査を実施する。
- (3) 監査結果等の情報を迅速かつ、わかりやすく県民に公表し、県政の現状や課題等について県民への説明責任を積極的に果たす。

2 実効性の高い監査

- (1) 多角的な観点からさまざまな監査手法を活用し、行政の実態に応じて機動的・弾力的に対応して実効性の高い監査を実施する。
- (2) 最少の経費で最大の効果を挙げるため、経済性、効率性及び有効性に着眼した監査を実施する。
- (3) 制度や組織の変化に留意し、不正・事故・誤り等が発生するリスクの高い事項を重点的に監査する。
- (4) 県の内部統制機関との情報共有や監査対象機関への指導の徹底を図るなど、再発防止に繋がる効果的な監査を実施する。
- (5) 組織・運営の合理化及び適正な事業執行に資する意見を述べ、業務の改善を指導し、監査対象機関の事務・事業の改革に繋がる監査を実施する。
- (6) 指摘等の監査結果に対する改善状況を確認し、是正・改善の着実な実現を図る。
- (7) 事務局職員の資質向上を図るとともに、監査手法の見直し・定着を進め、委託した公認会計士と連携し、監査体制を充実させる。

2 平成30年度の監査等の種類及び実施状況

平成30年度の監査等の種類及び実施状況は、次のとおりです。

<監査等の種類>

| 監査等の種類 | 関係法令 (注) | 実施方法等 | 監査対象（機関等） |
|----------------------------------|-------------------|---|--|
| 定期監査 | 財務会計監査 | 予算の執行に関し、その会計経理を通じて、財務の適法性はもとより、経済性、効率性及び有効性にも着眼した監査を実施します。 特に、予算執行とその会計事務等が適正かつ効率的に行われているか、財産管理が適正に行われているかなどに配慮します。 | 県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所 |
| | 工事技術監査 | 工事の執行に関し、設計・積算が妥当であるか、入札・契約事務が適正に行われているか、また、工事が正確かつ適法に執行されているかを監査します。 | |
| | 公営企業の経営に係る事業の管理監査 | 事業の経営に関し、その実績と成果を通じて、事業が最少の経費で最大の効果をあげているかなど、経営の合理性・効率性を重点に監査します。 また、その目的と計画の達成度、各機関の組織及び運営が合理的であるか等に配慮します。 | |
| 随時監査 | 財務会計監査 | 監査の効果を高めるため、定期監査において抽出されなかった事項について実施します。実施方法・時期は、その都度定めます。 | 県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所(法第199条第2項に基づき政令で定めるものを除く。) |
| | 工事技術監査 | | |
| | 事務事業監査 | | |
| 行政監査 (定期監査の中で行う事務事業監査、テーマ別監査) | 法第199条第2項 | 県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果をあげているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうかを主眼として実施します。実施方法等は、定期監査と同時に実施する場合は、定期監査に準ずるものとします。 | 県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所(政令で定めるものを除く。) |
| 財政的援助団体等の監査 | 法第199条第7項 | 財政的援助、出資を受けている団体等に対し、補助事業等の執行、資金の出納が適正に行われているか、補助等の効果はあがっているのかを主眼として実施します。 また、公の施設の指定管理者に対しては、事業の執行、資金の出納が適正に行われているかを主眼として実施します。 | 県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、県の出資率25%以上の出資団体、指定管理者等の中から選定した団体 |

(注) 法：地方自治法

| 実施時期・頻度 | 実施実績 | 平成30年 | | | | | | | | | | 31年 | | |
|--|---|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|--------------------------------|-------------|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 毎会計年度1回以上 期日を定めて実施 | <p>監査対象469箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備監査 (職員、 公認会計士) ・本監査 (監査委員) ・監査結果報告、 公表 <p>(注) 定期監査以外の監査の実施体制は、おおむね定期監査に準じる。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 必要があると認めるとき。 | 監査対象3箇所 | | | | | | | | | | | | 1~3月 | |
| 必要があると認めるとき。 | 監査対象5箇所 | | | | | | | | | | | | 5~3月 | |
| 必要があると認めるとき。 | 監査対象14箇所 | | | | | | | | | | | | うち1件の 予備監査は 前年度3月 に実施 | 4~3月 |
| 必要があると認めるとき。 (通常は、定期監査の中の事務事業監査として実施) | 監査対象469箇所 | | | | | | | | | | | | 出先機関監査 | 出先機関監査 |
| 必要があると認めるとき。 | 監査対象45団体 | | | | | | | | | | | | 本庁監査 | 財政的援助団体等の監査 |

<監査等の種類>

| 監査等の種類 | 関係法令 (注) | 実施方法等 | 監査対象（機関等） |
|--------------|--|---|---|
| 決算審査 | 法第233条第2項、公企第30条第2項 | 決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されたか、また、事務事業の目的が達成されたかを主眼として実施します。 | ・普通会計決算 ・公営企業会計決算 |
| 基金運用状況審査 | 法第241条第5項 | 決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、基金の運用状況が適正かつ効率的に行われたかを主眼として実施します。 | ・県立美術博物館建設基金 |
| 健全化判断比率等審査 | 健全化法第3条第1項、第22条第1項 | 健全化法に基づき財政の健全性を判断する基準である健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び資金不足比率について、次の点を主眼として実施します。 (1) 健全化判断比率等の算出過程に誤りはないか (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率等算出の計算に用いられているか (3) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか (4) 健全化判断比率等の算定過程における評価・判断は妥当か | 普通会計、公営企業会計、出資法人の会計など |
| 例月出納検査 | 法第235条の2第1項 | 会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料に基づいて、毎月の現金出納の計数を確認するとともに、財政収支の動態を計数面から把握することを主眼として実施します。 | 普通会計、公営企業会計及び基金 |
| 住民監査請求に基づく監査 | 法第242条第4項 | 県民から、県職員等による違法又は不当な財務会計行為について、監査の請求があった場合に、監査を実施します。 | 県の公金支出などの財務会計行為 |
| 要求監査等 | 法第75条第3項、第98条第2項、第199条第6、7項、第243条の2第3項 | 地方自治法に基づく監査請求・要求があった場合に監査を実施します。 ①選挙権を有する者の総数の50分の1以上の住民の署名による請求による事務監査（同法第75条第3項） ②議会の請求監査（同法第98条第2項） ③知事の要求監査（同法第199条第6、7項） ④職員賠償責任の要求監査（同法第243条の2第3項） | ・県の本庁、出先機関(教育機関、警察署を含む。)の全箇所(議会の請求監査では政令で定めるものを除く。) ・財政的援助団体等(知事の要求監査のみ) |

(注) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律

記載の条項は平成31年4月1日現在で施行されている条項です。

| 実施時期・頻度 | 実施実績 | 平成30年 | | | | | | | | | | | | 31年 | | | |
|----------------------|--|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------------------------|---|----------------|--|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | |
| 毎会計年度、知事から審査に付されたとき。 | <p>審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> • 7/24 審査依頼 • 8/28 監査委員協議会 • 9/6 審査意見書提出 | | | | | | | | | | | | | 審査依頼 | ↔ | 審査 審査意見書の提出 | |
| 毎会計年度、決算審査と同時期 | <p>審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> • 7/24 審査依頼 • 8/28 監査委員協議会 • 9/6 審査意見書提出 | | | | | | | | | | | | | 審査依頼 | ↔ | 審査 審査意見書の提出 | |
| 毎会計年度、知事から審査に付されたとき。 | <p>決算審査の報告と同時に審査結果を知事へ報告</p> <ul style="list-style-type: none"> • 8/13 審査依頼 • 8/28 監査委員協議会 • 9/6 審査意見書提出 | | | | | | | | | | | | | 審査依頼 | ↔ | 審査 審査意見書の提出 | |
| 月ごとに定められた例日 | <p>毎月25日から月末までに実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 予備検査 (職員、公認会計士) • 例月出納検査 (監査委員) • 検査結果報告 (議会、知事) | | | | | | | | | | | | | 例月出納検査 (毎月25日から月末まで) | | | |
| 住民から請求があったとき。 | <p>監査の実施は60日以内</p> <p>30年度に2件の請求があり、2件の監査を実施し、結果を公表</p> | | | | | | | | | | | | | 請求 | ↔ | 結果通知 | |
| 請求や要求があったとき。 | 30年度は実績なし | | | | | | | | | | | | | 請求 | ↔ | 結果通知 | |

<監査等の種類>

| 監査等の種類 | 関係法令 (注1) | 実施方法等 | 監査対象（機関等） |
|---------------|--------------|---|---------------------------------------|
| 外部監査（経営管理部所管） | 包括外部監査 | <p>監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能について住民の信頼を高めることをねらいとした制度です。</p> <p>毎会計年度、特定のテーマを決めて行われます。</p> <p>なお、外部監査人との契約締結や指摘等に対する改善の措置状況をとりまとめる事務等は、経営管理部の所管となっています。</p> | 県の本庁、出先機関(教育機関、警察署を含む。)の全箇所及び財政的援助団体等 |
| | 個別外部監査 | 特定の事件について選挙権者、議会、長、住民の請求・要求により監査委員の監査に代えて行われます。 | |

<参考>上記のほか、次の活動も行っています。

| 区分 | 関係法令 (注1) | 実施方法等 |
|------------------------|--|---|
| 監査委員協議会 | 法第199条第11項 | 監査委員の合議により、監査の結果や決算審査意見等に関する決定を行います。 |
| | 法第233条第4項、公企第30条第5項、健全化法第3条第2項、第22条第3項 | |
| | 法第242条第8項 | |
| 監査結果の報告と公表 | 法第199条第9項 | 監査結果について、県議会や知事等に報告し、県公報で公表しています。 |
| 監査結果に対する監査対象機関の措置状況の公表 | 法第199条第12項 | 監査の結果に基づき、監査対象機関が講じた措置の内容を、県公報で公表しています。 |
| 監査情報の提供 | — | 監査方針、監査計画、監査結果等をホームページや監査年報に掲載しています。 |

(注1) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律
記載の条項は平成31年4月1日現在で施行されている条項です。

| 実施時期・頻度 | 実施実績 | 平成30年 | | | | | | | | | | 31年 | | |
|--------------|---|---------------------------|-----|----|------------------------------------|-----------------|----|-----|-----|-----|----|-----|----|--|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 毎年 | <ul style="list-style-type: none"> ・次年度包括外部監査契約締結の際の意見 ・監査補助者の協議、告示 ・外部監査人への協力 ・監査結果の公表 ・前年度監査結果等に対する措置状況の公表 | 5～6月 補助者の 協議、告 示 | 1月 | 3月 | 次年度包括外 部監査契約締 結の際の意見 (注2) | 監査結 果の公 表 | | | | | | | | |
| 請求や要求があったとき。 | 30年度は実績なし | | 11月 | | 前年度監査結果等に対 する措置状況の公表 | | | | | | | | | |

(注2) 契約締結事務については、経営管理部にて行っています。

| 実施時期・頻度 | 実施実績 | 平成30年 | | | | | | | | | | 31年 | | |
|---|---|-------|----|----|----------------|----------------|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|--|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 監査の結果に関する報告の決定のとき。 | 年5回 | | | 6月 | | 9月 | | 11月 | | 2月 | 3月 | | | |
| 決算審査・基金運用状況審査意見の決定のとき。 健全化判断比率等審査意見の決定のとき。 | (決算等審査) 8月 (健全化判断比率等審査) 8月 | | | | | | | | 8月 | | | | | |
| 住民監査請求の結果の決定のとき。 | 12月、3月 | | | | | | | | | 12月 | 3月 | | | |
| 監査委員協議会終了後 | 年5回 | | | | 6月(7月) (注3) | 9月(10月) | 12月 | 2月 | 3月 | | | | | |
| 監査対象機関から講じた措置の内容について通知があった後 | 年4回 | | | | | 8月(2回) (注4) | 11月 | | 3月 | | | | | |
| — | [ホームページ掲載] 随時 | | | | | | | | | | | | | |
| — | [監査年報の発行] 9月 | | | | | | | | 9月 | | | | | |

(注3) () は監査結果の報告と公表の月が異なる場合の公表された月です。

(注4) 平成30年3月に報告された監査結果に基づく措置状況の公表です。

3 監査委員の状況

監査委員は、地方自治法に基づいて、識見を有する者及び議員のうちから、知事が議会の同意を得て4人を選任します。本県では、条例で議員から選任する監査委員は2人とされ、識見の監査委員2人は常勤と定められています。

平成30年度に關係する監査委員は、次のとおりです。

| 選任区分 | 勤務区分 | 氏 名 | 任 期 | 備 考 |
|------|-------------|-------|--|--------------------------|
| 識 見 | 常 勤 (代表) | 青木 清高 | H24.11.1～ (再任H28.11.1～) R2.10.31 | 代表就任 H28.4.1～ |
| 識 見 | 常 勤 | 城塚 浩 | H28.4.1～ R2.3.31 | |
| 議 員 | 非常勤 | 吉川 雄二 | H29.5.18～ H30.5.17 | (終期は委員の辞職による) |
| 議 員 | 非常勤 | 佐野 愛子 | H29.5.18～ H30.5.17 | 同上 |
| 議 員 | 非常勤 | 鈴木 洋佑 | H30.5.18～ H31.4.29 | (終期は議員の任期による) |
| 議 員 | 非常勤 | 池谷 晴一 | H30.5.18～ H31.4.16 | (終期は町長選挙への立候補に伴う議員辞職による) |

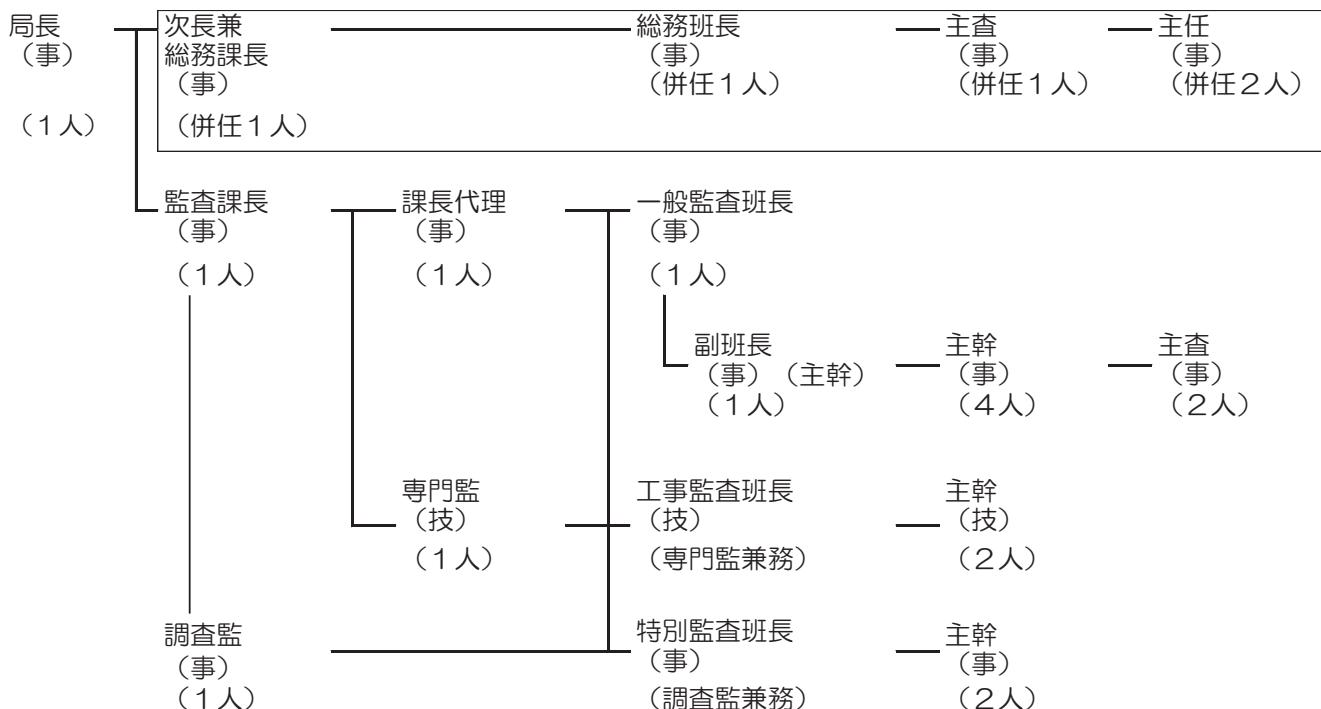
(30年度に關係する監査委員の推移)

| NO | 選任区分 | 29年度 | 30年度 | |
|----|------|---------------------------------|--------------------|--|
| 1 | 識見 | H24.11.1～ H28.4.1～ 代表 | 青木 清高 | |
| 2 | 識見 | H28.4.1～ | 城塚 浩 | |
| 3 | 議員 | 吉川 雄二 H29.5.18～ ～H30.5.17 | 鈴木 洋佑 H30.5.18～ | |
| 4 | 議員 | 佐野 愛子 H29.5.18～ ～H30.5.17 | 池谷 晴一 H30.5.18～ | |

4 平成30年度の監査委員事務局の組織

(1) 事務局の組織図

[条例定数25名、現員22名(うち併任5人)]



(2) 事務分掌

ア 総務課

- ・ 監査委員の庶務に関すること
- ・ 監査委員の告示、訓令等に関すること
- ・ 事務局職員の人事及び研修に関すること
- ・ 事務局職員の給与に関すること
- ・ 事務局職員の福利厚生に関すること
- ・ 予算の経理その他の会計事務に関すること
- ・ 公印に関すること
- ・ 文書の収受、発送及び保存管理に関すること
- ・ 物品の出納管理に関すること
- ・ 局内の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること

イ 監査課

- ・ 定期監査に関すること
- ・ 隨時監査に関すること
- ・ 行政監査に関すること
- ・ 財政的援助団体等の監査に関すること
- ・ 決算及び基金運用状況審査に関すること
- ・ 健全化判断比率等の審査に関すること
- ・ 例月出納検査に関すること
- ・ 住民監査請求に関すること
- ・ その他監査委員の行う監査、審査等に関すること

第2 平成30年度の監査結果

1 平成30年度の監査実施状況

平成30年度の監査実施状況は、次のとおりです。

| 監査種別 | 実施箇所数等 | 監査対象期間 | 掲載ページ |
|---|--|---|-------|
| 定期監査 | 本 庁 216箇所 出先機関 253箇所 合 計 469箇所 (すべての機関実施) | 本 庁 平成29年度 出先機関 平成29年度及び 平成30年度期中 | 14 |
| 隨時監査 | 財務会計監査 3箇所 うち抜き打ち分 工事技術監査 5箇所 事務事業監査 14箇所 合 計 22箇所 | 3箇所 平成29年度及び平成 30年度期中 | 20 |
| 行政監査 (定期監査の 中で行われ た事務事業 監査) | 本 庁 216箇所 出先機関 253箇所 合 計 469箇所 (すべての機関実施) | 本 座 平成29年度 出先機関 平成29年度及び 平成30年度期中 | 23 |
| 財政的援助 団体等の監 査 | 45団体 | 平成29年度 | 24 |
| 決算審査 | 普通会計(一般・特別) 公営企業会計 | 平成29年度 | 29 |
| 基金運用状 況審査 | 県立美術博物館建設基金 | 平成29年度 | 32 |
| 健全化判断 比率等審査 | 全会計 (普通会計、公営企業会計、出資 法人の会計など、すべての会計) | 平成29年度 | 35 |
| 例月出納検 査 | 普通会計(一般・特別) 歳入歳出外現金 公営企業会計 基金 | 検査月の前月 | 38 |
| 住民監査請 求に基づく 監査 | 30年度請求2件 | | 39 |

(参考)

| 監査種別 | テーマ | 監査対象 | 掲載ページ |
|--------|---|------------|-------|
| 包括外部監査 | (テーマ) 指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について | 平成29年度（原則） | 86 |

(注) 包括外部監査（個別外部監査）については、資料編（84ページ）を参照してください。

なお、平成30年度は、個別外部監査の実施はありませんでした。

(1) 平成30年度の指摘等の状況一覧

| 区分 | 実施箇所 | 指摘等の箇所 | 指摘等の件数 | 指摘等の区分（件数）（注1） | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------|--------|--------|----------------|------|------|----|------|------|------|----|------|------|------|----|-----|----|
| | | | | 指摘 | | | | 注意 | | | | 指導 | | | | | |
| | | | | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | | |
| 定期監査 | 知事部局 | 249 | 81 | 135 | | 6 | 4 | 10 | 5 | 6 | 13 | 24 | 36 | 25 | 16 | 77 | |
| | 企業局 | 5 | 2 | 8 | | | | 0 | | 3 | | 3 | 1 | 3 | 1 | 5 | |
| | がんセンター局 | 1 | 1 | 2 | | | | 0 | | | 2 | 2 | | | | 0 | |
| | 議会事務局 | 5 | 0 | 0 | | | | 0 | | | | 0 | | | | 0 | |
| | 各種委員会事務局 | 9 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | | | 0 | | | | 0 | |
| | 教育委員会事務局、教育機関 | 127 | 52 | 66 | | | | 8 | 8 | 1 | | 16 | 17 | 12 | 6 | 19 | 37 |
| | 警察本部、警察署 | 73 | 15 | 15 | | | | 0 | | | 2 | 2 | | 2 | 11 | 13 | |
| | 計 | 469 | 152 | 227 | 0 | 6 | 13 | 19 | 6 | 9 | 33 | 48 | 49 | 36 | 47 | 132 | |
| 隨時監査 | | 22 | 12 | 12 | | | | 6 | 6 | | 1 | 3 | 4 | | 2 | | 2 |
| 行政監査（注2） | | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | | | 0 | | | | | 0 | |
| 財政的援助団体等 | | 45 | 13 | 16 | 1 | | | 1 | 4 | | | 4 | 10 | | | 10 | |
| 総計（A） | | 536 | 177 | 255 | 1 | 6 | 19 | 26 | 10 | 10 | 36 | 56 | 59 | 38 | 47 | 144 | |
| 平成29年度監査実績（B） | | 534 | 171 | 228 | 1 | 3 | 21 | 25 | 14 | 9 | 26 | 49 | 60 | 25 | 47 | 132 | |
| 増減（A-B） | | 2 | 6 | 27 | 0 | 3 | △2 | 1 | △4 | 1 | 10 | 7 | △1 | 13 | 0 | 12 | |

(注)

1 指摘、注意、指導、意見、指導（検討）の区分は、資料編（82ページ）を参照してください。

2 行政監査のうち、定期監査の中で行われた事務事業監査の結果については、定期監査の事務事業の指摘等件数として計上しています。また、テーマを特定して行ったものはありません。

(知事部局の内訳)

| 意見 | | | | 指導（検討） | | | | 計 | | | |
|------|------|------|----|--------|------|------|----|------|------|------|-----|
| 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 |
| | | 19 | 19 | | 1 | 4 | 5 | 41 | 38 | 56 | 135 |
| | | | 0 | | | | 0 | 1 | 6 | 1 | 8 |
| | | | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| | | | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | | 2 | 2 | | 2 | 2 | 13 | 6 | 47 | 66 | |
| | | | 0 | | | | 0 | 0 | 2 | 13 | 15 |
| 0 | 0 | 21 | 21 | 0 | 1 | 6 | 7 | 55 | 52 | 120 | 227 |
| | | | 0 | | | | 0 | 0 | 3 | 9 | 12 |
| | | | 0 | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 0 | 1 | | | 1 | 16 | 0 | 0 | 16 |
| 0 | 0 | 21 | 21 | 1 | 1 | 6 | 8 | 71 | 55 | 129 | 255 |
| 0 | 0 | 21 | 21 | 1 | 0 | 0 | 1 | 76 | 37 | 115 | 228 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 | 7 | △5 | 18 | 14 | 27 |

| 部局名 | 指摘等の箇所 | 指摘等の区分（件数） | | | |
|---------------|--------|------------|------|------|-----|
| | | 指摘～指導（検討）計 | | | |
| | | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 |
| 知事直轄組織 | 4 | 2 | | 3 | 5 |
| 危機管理部 | 5 | 2 | | 5 | 7 |
| 経営管理部 | 7 | 4 | | 3 | 7 |
| くらし・環境部 | 3 | 1 | | 3 | 4 |
| 文化・観光部 | 7 | 1 | 1 | 5 | 7 |
| 健康福祉部 | 13 | 6 | 2 | 11 | 19 |
| 経済産業部 | 21 | 11 | 10 | 15 | 36 |
| 交通基盤部 | 19 | 12 | 25 | 11 | 48 |
| 出納局 | 2 | 2 | | | 2 |
| 計(C) | 81 | 41 | 38 | 56 | 135 |
| 平成29年度監査実績(D) | 89 | 44 | 30 | 54 | 128 |
| 増減(C-D) | △8 | △3 | 8 | 2 | 7 |

2 定期監査

(1) 監査実施状況

県の本庁及び出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（469箇所）について実施しました。

監査の実施方法は、監査委員が監査対象機関に出向いて行う実地監査と、書類審査により行う書面監査とがあります。

なお、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を外部委託（アウトソーシング）しています。

ア 総括表

(単位：箇所)

| 区分 | 平成30年度 | | | | | | 平成29年度 | | | | | | 増減 (A-B) |
|-----------------------|--------------|------------|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------------|----------------|-----------------------|
| | 本庁 | 書面 委託 | 出先 | 書面 委託 | 計 (A) | 書面 委託 | 本庁 | 書面 委託 | 出先 | 書面 委託 | 計 (B) | 書面 委託 | |
| 知事部局 | 142 [89] | | 107 [46] | (50) [46] | 249 [135] | (50) [135] | 144 [55] | | 106 [59] | (56) [59] | 250 [114] | (56) [114] | △ 1 [21] (△6) |
| 企業局 | 3 [3] | | 2 [2] | (1) [2] | 5 [5] | (1) [5] | 3 [3] | | 2 [2] | (1) [2] | 5 [5] | (1) [5] | 0 [0] |
| がん センター局 | 1 [1] | | | | 1 [1] | (0) [1] | 1 [1] | | | | 1 [1] | (0) [1] | 0 [0] |
| 議会事務局 | 5 [5] | | | | 5 [5] | (0) [5] | 5 [5] | | | | 5 [5] | (0) [5] | 0 [5] |
| 各種委員会 事務局 | 9 [7] | | | | 9 [7] | (0) [7] | 9 [4] | | | | 9 [4] | (0) [4] | 0 [3] |
| 教育委員会 事務局、 教育機関 | 10 [] | | 117 [73] | (96) [73] | 127 [73] | (96) [73] | 10 [10] | | 117 [52] | (97) [52] | 127 [62] | (97) [62] | 0 [11] (△1) |
| 警察本部、 警察署 | 46 [] | | 27 [12] | (19) [12] | 73 [12] | (19) [12] | 46 [46] | | 27 [16] | (15) [16] | 73 [62] | (15) [62] | 0 [4] [△ 50] |
| 計 | 216 [105] | (0) [] | 253 [133] | (166) [238] | 469 [238] | (166) [238] | 218 [119] | (0) [119] | 252 [129] | (169) [129] | 470 [248] | (169) [248] | △ 1 [△ 10] (△3) |

(注) 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数)、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、73ページを参照してください。

イ 部局別表

(単位:箇所)

| 区分 | 本庁 | 平成30年度 | | | | | | 平成29年度 | | | | | | 増減 (A-B) | | |
|---------------|--------------|--------------|----------|-----------|----------|--------------|----------|--------------|-------------|--------------|----------|-------------|----------|---------------------|-------|-----------------------|
| | | 出先機関 | | | | 計 (A) | 書面 委託 | 出先機関 | | | | 計 (B) | 書面 委託 | | | |
| | | かい | 書面 委託 | その 他 | 書面 委託 | | | かい | 書面 委託 | その 他 | 書面 委託 | | | | | |
| 知事直轄組織 | 8 [8] | 2 [1] | (1) | | | 10 [9] | (1) | 7 [1] | (2) | | | 9 [1] | (2) | 1 [8] (△1) | | |
| 危機管理部 | 6 [6] | 6 [4] | (5) | 1 [1] | (1) | 13 [10] | (6) | 6 [1] | (3) | | | 11 [1] | (3) | 2 [9] (3) | | |
| 経営管理部 | 14 [14] | 8 [3] | (6) | | | 22 [17] | (6) | 18 [17] | (4) | 1 [1] | (1) | 28 [6] | (5) | △ 6 [11] (1) | | |
| くらし・環境部 | 15 [2] | 4 [2] | (2) | 4 [2] | (3) | 23 [4] | (5) | 15 [15] | (3) | 4 [2] | (3) | 23 [19] | (6) | 0 [△ 15] (△1) | | |
| 文化・観光部 | 16 [2] | 4 [3] | (3) | | | 20 [0] | (3) | 17 [17] | (2) | | | 20 [20] | (2) | 0 [△ 20] (1) | | |
| 健康福祉部 | 18 [2] | 17 [9] | (8) | 18 [5] | (1) | 53 [14] | (9) | 18 [18] | (8) | 17 [8] | (4) | 53 [39] | (12) | 0 [△ 25] (△3) | | |
| 経済産業部 | 32 [32] | 26 [13] | (17) | 5 [2] | (2) | 63 [47] | (19) | 29 [13] | (20) | 26 [13] | (4) | 60 [16] | (24) | 3 [31] (△5) | | |
| 交通基盤部 | 29 [29] | 12 [5] | (1) | | | 41 [34] | (1) | 29 [7] | (2) | 12 [7] | | 41 [7] | (2) | 0 [27] (△1) | | |
| 出納局 | 4 [2] | | | | | 4 [0] | (0) | 5 [5] | | | | 5 [5] | (0) | △ 1 [△ 5] (0) | | |
| 企業局 | 3 [3] | 2 [2] | (1) | | | 5 [5] | (1) | 3 [3] | (1) | 2 [2] | | 5 [5] | (1) | 0 [0] (0) | | |
| かんセンター局 | 1 [1] | | | | | 1 [1] | (0) | 1 [1] | | | | 1 [1] | (0) | 0 [0] (0) | | |
| 議会事務局 | 5 [5] | | | | | 5 [5] | (0) | 5 [5] | | | | 5 [5] | (0) | 0 [5] (0) | | |
| 各種委員会事務局 | 9 [7] | | | | | 9 [7] | (0) | 9 [4] | | | | 9 [4] | (0) | 0 [3] (0) | | |
| 教育委員会事務局、教育機関 | 10 [2] | 117 [73] | (96) | | | 127 [73] | (96) | 10 [10] | 117 [52] | (97) | | 127 [62] | (97) | 0 [11] (△1) | | |
| 警察本部、警察署 | 46 [2] | 27 [12] | (19) | | | 73 [12] | (19) | 46 [46] | 27 [16] | (15) | | 73 [62] | (15) | 0 [△ 50] (4) | | |
| 計 | 216 [105] | 225 [124] | (0) | 28 [9] | (7) | 469 [238] | (166) | 218 [119] | (0) | 224 [110] | (157) | 28 [19] | (12) | 470 [248] | (169) | △ 1 [△ 10] (△3) |

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数)、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、73ページを参照してください。
- 「かい」とは、県の出先機関で予算の令達を受けて歳出予算を執行し、歳入を収納する知事部局の出先機関、学校、警察署等を指します。「その他」とは、「かい」に附設された機関で、健康福祉センターに附設される「保健所」などの出先機関を指します。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

| | |
|-----------|---------------|
| 定期監査実施箇所数 | 469箇所 |
| 指摘等の箇所数 | 152箇所 (32.4%) |

(注) 定期監査実施箇所数には、かいに附設された機関の数も含まれています。

(イ) 件数

| 区分 | 指摘等の区分（件数） | | | | | |
|------|------------|----|-----|----|------------|-----|
| | 指摘 | 注意 | 指導 | 意見 | 指導 (検討) | 計 |
| 財務会計 | | 6 | 49 | | | 55 |
| 工事技術 | 6 | 9 | 36 | | 1 | 52 |
| 事務事業 | 13 | 33 | 47 | 21 | 6 | 120 |
| 計 | 19 | 48 | 132 | 21 | 7 | 227 |

(注) 「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導（検討）」の区分は、資料編（82ページ）を参考してください。

なお、単純かつ影響の少ないミス等について出される「指導」、「指導（検討）」は、件数のみ公表しています。

イ 指摘等の内容

(ア) 指摘（19件）

a 工事技術（6件）

- ・建設工事現場における重大事故（国道の長期通行止）の発生（下田土木事務所）
- ・建設工事現場等における第三者事故等の頻発（沼津土木事務所）
- ・建設工事現場における第三者事故等の多発（静岡土木事務所）
- ・建設工事現場等における第三者事故等の多発（島田土木事務所）
- ・建設工事現場等における第三者事故等の多発（袋井土木事務所）
- ・建設工事現場における第三者事故等の多発（浜松土木事務所）

b 事務事業（13件）

- ・交通違反（無免許運転）の発生（危機情報課）
- ・交通加害事故の多発（東部健康福祉センター）
- ・盗撮及び傷害事件の発生（食肉衛生検査所）
- ・交通加害事故の多発（中遠農林事務所）
- ・交通違反（著しい速度超過）の発生（収用委員会事務局審理調整課）
- ・交通違反（著しい速度超過）と交通加害事故の発生（焼津中央高等学校）
- ・交通加害事故の多発（掛川西高等学校）
- ・通勤途上における交通違反（著しい速度超過）と交通加害事故の発生（浜松湖南高等学校）
- ・交通加害事故の多発（袋井特別支援学校）
- ・交通違反（酒気帯び運転）の発生（東部特別支援学校）
- ・セクシュアル・ハラスメント行為の発生（県立特別支援学校、校名は非公表）

- わいせつ行為の発生（中部の県立高等学校、校名は非公表）
- わいせつ行為及び部費の私的費消の発生（中部の県立高等学校、校名は非公表）

(1) 注意（48件）

a 財務会計（6件）

(a) 収入関係（1件）

- 職員住宅貸付料（駐車料追加分）の調定漏れ（榛原高等学校）

(b) 契約関係（3件）

- 収入印紙の貼付額誤り（ふじのくに茶の都ミュージアム）

- 指定管理業務に係る月次報告書の未徴収（熱海土木事務所）

- 委託業務従事予定者の運転記録証明書の未徴収（用度課）

(c) 財産関係（1件）

- 研究用備品の亡失（工業技術研究所）

(d) その他（1件）

- 看護職員修学資金貸付金返還金の収入未済額が多額（地域医療課）

b 工事技術（9件）

- 建設工事現場（県有施設内）における発火による物損事故の発生（農業戦略課）

- 業務委託の不適切な履行期間の設定（下田土木事務所）

- 建設工事の不適切な設計変更及び変更契約事務（熱海土木事務所）

- 業務委託の不適切な履行期間の設定及び設計変更事務（熱海土木事務所）

- 建設工事の不適切な施工（富士土木事務所）

- 建設工事現場における第三者事故の多発（富士土木事務所）

- 建設工事の不適切な施工（企業局東部事務所）

- 業務委託の不適切な積算及び設計変更事務等（企業局東部事務所）

- 建設工事の不適切な執行手續及び設計変更事務（企業局西部事務所）

c 事務事業（33件）

- 非常勤職員の年次有給休暇請求簿の記載誤り及び年次有給休暇付与日数の誤り（東京事務所）

- 非常勤職員の年次有給休暇請求簿の記載誤り（賀茂地域局）

- 不適切な交通安全対策による車両破損事故の発生（東部健康福祉センター）

- 通勤手当の不正受給（富士健康福祉センター）

- 交通加害事故の発生（富士健康福祉センター）

- 交通加害事故の発生（中部健康福祉センター）

- 交通加害事故の発生（農林技術研究所）

- 交通加害事故の発生（水産技術研究所）

- 交通加害事故の発生（工業技術研究所）

- 交通加害事故の多発（沼津土木事務所）

- 交通加害事故の発生（富士土木事務所）

- 交通加害事故の発生（浜松土木事務所）

- 交通加害事故の発生（清水港管理局）

- ・交通加害事故の発生（がんセンター局）
- ・敷地内での酒気帯びによる運転及び同乗事案の発生（がんセンター局）
- ・交通加害事故の発生（沼津工業高等学校）
- ・交通加害事故の発生（吉原高等学校）
- ・交通加害事故の発生（富士東高等学校）
- ・教員による生徒への体罰行為の発生（富士宮西高等学校）
- ・交通加害事故の発生（静岡商業高等学校）
- ・教員による遅刻・早退、職務専念義務違反、職務命令違反の発生（静岡中央高等学校）
- ・交通加害事故の発生（藤枝東高等学校）
- ・交通加害事故の発生（島田工業高等学校）
- ・交通加害事故の発生（掛川東高等学校）
- ・交通加害事故の発生（袋井商業高等学校）
- ・交通加害事故の発生（浜松湖北高等学校）
- ・非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り（浜松視覚特別支援学校）
- ・交通加害事故の発生（富士特別支援学校）
- ・交通加害事故の発生（藤枝特別支援学校）
- ・交通加害事故の発生（沼津警察署）
- ・交通加害事故の多発（浜松東警察署）
- ・教員による生徒への体罰行為の発生（西部の県立高等学校、校名は非公表）
- ・教員による生徒への体罰行為の発生（西部の県立高等学校、校名は非公表）

(ウ) 意見（21件）

a 事務事業（21件）

- ・効果的な広報の推進（広聴広報課）
- ・第4次地震被害想定及び静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の取組と周知（危機政策課）
- ・「避難所運営マニュアル」等の住民への周知促進（危機情報課）
- ・消費者教育の推進（県民生活課）
- ・静岡県耐震改修促進計画の推進への取組（建築安全推進課）
- ・オリンピック文化プログラムの推進（文化政策課）
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業等の推進（スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック推進課）
- ・観光振興対策の推進（観光振興課）
- ・富士山静岡空港の新たな運営体制への移行（空港政策課）
- ・社会健康医学研究の推進（健康福祉部政策監）
- ・介護職員・保育士の確保対策の推進（介護保険課、こども未来課）
- ・ふじのくに健康長寿プロジェクト等の推進（健康増進課、国民健康保険課）
- ・産業人材の確保・育成（労働政策課）
- ・EV・自動運転化等技術革新への対応（新産業集積課）

- 地籍調査の推進（農地計画課）
- 建設産業における担い手確保対策、建設現場における生産性の向上の取組の推進（交通基盤部政策監、建設業課、建設技術企画課）
- 工事の安全対策の推進（工事検査課）
- 河川災害と土砂災害における総合的な対策の推進（河川企画課、河川海岸整備課、土木防災課、砂防課）
- 伊豆地域等の景観形成の推進（景観まちづくり課）
- 「技芸を磨く実学」の奨励（高校教育課）
- 「大学入学共通テスト」実施に向けた取組（高校教育課）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

平成30年度に指摘等（227件）を行った152機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘、注意及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（19件）を行った延べ19機関の改善措置状況は、49ページから62ページまでに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

3 隨時監査

(1) 監査実施状況

隨時監査は、必要があると認めるとき隨時に実施されるものです。

<財務会計監査>

出先機関について、会計事務執行の適正化と監査の牽制効果、有効性を高めるため、現金、預金、郵券類等の金品の現物確認を行い、抜き打ちで3箇所を実施しました。

<工事技術監査>

大規模な建設工事のうち施工途中のものを対象に完成後では調査できない事項の監査や、重大事故や工事事故の多発する監査対象機関を対象に安全管理の実施状況の監査を行い、5箇所を実施しました。

<事務事業監査>

本庁所管課や出先機関に生じた課題への対策の実効性や有効性について、速やかな監査の実施が必要と認められるときに実施するもので、14箇所を実施しました。

ア 総括表

(単位：箇所)

| 区分 | 平成30年度（A） | | | | 平成29年度（B） | | | | 増減（A-B） | | | | |
|-----------------------|-----------|----------|------------|------------|-----------|----------|----------|-----------|-------------|-------------|------------|------------|------------|
| | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | |
| 知事部局 | (1) 1 | (3) 5 | (4) 4 | (8) 10 | (3) 3 | (0) 2 | | | (3) 5 | (△2) △ 2 | (3) 3 | (4) 4 | (5) 5 |
| 企業局 | | | | | | (0) 1 | | | (0) 1 | | (0) △ 1 | | (0) △ 1 |
| がん センター局 | | | | | | | | | | | | | |
| 議会事務局 | | | | | | | | | | | | | |
| 各種委員会 事務局 | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会 事務局、 教育機関 | (1) 1 | | (7) 7 | (8) 8 | (2) 2 | | | | (2) 2 | (△1) △ 1 | | (7) 7 | (6) 6 |
| 警察本部、 警察署 | (1) 1 | | (3) 3 | (4) 4 | (2) 2 | | (2) 2 | (4) 4 | (△1) △ 1 | | (1) 1 | (0) 0 | |
| 計 | (3) 3 | (3) 5 | (14) 14 | (20) 22 | (7) 7 | (0) 3 | (2) 2 | (9) 12 | (△4) △ 4 | (3) 2 | (12) 12 | (11) 10 | |

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

イ 部局別表

(単位：箇所)

| 区分 | 平成30年度（A） | | | | 平成29年度（B） | | | | 増減（A-B） | | | |
|---------------|-----------|----------|------------|------------|-----------|----------|----------|-----------|-------------|-------------|-------------|------------|
| | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 |
| 知事直轄組織 | | | | | | | | | | | | |
| 危機管理部 | | | | | | | | | | | | |
| 経営管理部 | | | (2) 2 | (2) 2 | | | | | | | (2) 2 | (2) 2 |
| くらし・環境部 | | | | | | | | | | | | |
| 文化・観光部 | (1) 1 | | | (1) 1 | (1) 1 | (O) 1 | | | (1) 2 | (O) 0 | (O) △ 1 | (O) △ 1 |
| 健康福祉部 | | (O) 1 | | (O) 1 | | | | | | (O) 1 | | (O) 1 |
| 経済産業部 | | | | | | | | | | | | |
| 交通基盤部 | | (3) 4 | (2) 2 | (5) 6 | (2) 2 | (O) 1 | | | (2) 3 | (△2) △ 2 | (3) 3 | (2) 2 |
| 出納局 | | | | | | | | | | | | |
| 企業局 | | | | | | (O) 1 | | | (O) 1 | | (O) △ 1 | (O) △ 1 |
| がんセンター局 | | | | | | | | | | | | |
| 議会事務局 | | | | | | | | | | | | |
| 各種委員会事務局 | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会事務局、教育機関 | (1) 1 | | (7) 7 | (8) 8 | (2) 2 | | | | (2) 2 | (△1) △ 1 | | (7) 7 |
| 警察本部、警察署 | (1) 1 | | (3) 3 | (4) 4 | (2) 2 | | | | (2) 2 | (4) 4 | (△1) △ 1 | (1) 1 |
| 計 | (3) 3 | (3) 5 | (14) 14 | (20) 22 | (7) 7 | (O) 3 | (2) 2 | (9) 12 | (△4) △ 4 | (3) 2 | (12) 12 | (11) 10 |

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

| 区分 | 財務会計監査 | 工事技術監査 | 事務事業監査 |
|---------|--------|--------|--------|
| 監査実施箇所数 | 3箇所 | 5箇所 | 14箇所 |
| 指摘等の箇所数 | 0箇所 | 3箇所 | 9箇所 |

(イ) 件数

| 指摘等の区分（件数） | | | | | |
|------------|----|----|----|--------|----|
| 指摘 | 注意 | 指導 | 意見 | 指導（検討） | 計 |
| 6 | 4 | 2 | | | 12 |

（注）「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導（検討）」の区分は、資料編（82ページ）を参照してください。

イ 指摘等の内容

(ア) 指摘（6件）

- ・ 職員によるPTA会計等の横領及び海外教育協力会会計の不適切な処理事案の発生（磐田農業高等学校）
- ・ わいせつ行為の発生（東部の県立高等学校、校名は非公表）
- ・ 生徒へのセクシュアル・ハラスメント行為及び不適切な行為の発生（西部の県立高等学校、校名は非公表）
- ・ 窃盗事案等の発生（警察本部警務部監察課）
- ・ 交通違反（酒気帯び運転）の発生（警察本部警務部監察課）
- ・ 職場内秩序を乱す行為（暴言）の発生（機関名非公表）

(イ) 注意（4件）

- ・ 建設工事等事故多発に対する不十分な事故防止措置（沼津土木事務所）
- ・ 障害者雇用率算定に関する不適切な取扱い（経営管理部人事課）
- ・ 障害者雇用率算定に関する不適切な取扱い（教育委員会事務局教育総務課）
- ・ 障害者雇用率算定に関する不適切な取扱い（警察本部警務部警務課）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

平成30年度に指摘等（12件）を行った12機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘及び注意に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（6件）を行った5機関の改善措置状況は、63ページから67ページまでに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

4 行政監査

県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果をあげているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうかを主眼として実施しました。

(1) 定期監査の中で行うもの

定期監査の中で行う事務事業監査については、3E（経済性：Economy 効率性：Efficiency 有効性：Effectiveness）を重視して実施しました。

ア 具体的な着眼点・実施方法

新公共経営の理念に基づく行財政運営等への取組状況（総合計画又は施策展開表等の進捗度）や事業の成果及び効果の状況（効果が数値化されないものについても同様とする。）に着眼して監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心にして監査を実施

(イ) 出先機関

各機関の主要事業及び課題事項を中心にして監査を実施

イ 3Eの視点からの監査の実施

最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）を監査しました。

(ア) 本庁

総合計画、総合戦略等の進捗率が低い事業について、各部局1件程度監査を実施しました。

(イ) 出先機関

財務監査（委託料や物品管理等）で財務調査表を見直すことにより、3Eの視点を強化した監査を実施しました。

(2) テーマを特定して行うもの

平成30年度に実施したものはありません。

* 行政監査の結果は、「2定期監査 (2)指摘等の状況 ア指摘等の件数等 (イ)件数」(16ページ) の「事務事業」の結果として出されています。具体的には、16~19ページを参照してください。

5 財政的援助団体等の監査

(1) 監査実施状況

県の出資率が25%以上の出資団体、県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、公の施設の管理受託者（指定管理者）等の中から選定した団体を対象とし、30年度は45箇所について実施しました。

ア 総括表

(単位：箇所)

| 区分 | 平成30年度(A) | | 平成29年度(B) | | 増減 (A-B) | |
|-------|--------------------|----|--------------------|----|---------------------|----|
| | 書面 | 委託 | 書面 | 委託 | 書面 | 委託 |
| 出資団体 | 14 [11] [12] | | 17 [7] [16] | | △ 3 (4) [△ 4] | |
| 補助団体 | 23 [23] [18] | | 26 [24] [17] | | △ 3 (△1) [1] | |
| 貸付団体 | | | 1 [1] | | △ 1 (△1) [0] | |
| 指定管理者 | 8 [8] [3] | | 8 [8] [3] | | 0 (0) [0] | |
| 計 | 45 [42] [33] | | 52 [40] [36] | | △ 7 (2) [△ 3] | |

(注)

1 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数)、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、73ページを参照してください。

2 出資団体14箇所の内、12団体が補助団体、貸付団体又は指定管理者にも該当しています。

イ 所管部局別表

(単位：箇所)

| 区分 | 平成30年度(A) | | 平成29年度(B) | | 増減 (A-B) | |
|-------------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-------------------|--|
| | 書面 | | 書面 | | | |
| | 委託 | | 委託 | | | |
| 知事直轄組織 | 1 | (1) [1] | 1 | (1) [1] | O (O) [O] | |
| 危機管理部 | | | | | O (O) [O] | |
| 経営管理部 | | | | | O (O) [O] | |
| くらし・環境部 | 2 | (2) [1] | 2 | (2) [2] | O (O) [△ 1] | |
| 文化・観光部 | 20 | (18) [17] | 17 | (14) [12] | 3 (4) [5] | |
| 健康福祉部 | 6 | (5) [3] | 11 | (7) [5] | △ 5 (△2) [△ 2] | |
| 経済産業部 | 8 | (8) [8] | 10 | (6) [7] | △ 2 (2) [1] | |
| 交通基盤部 | 7 | (7) [3] | 8 | (7) [6] | △ 1 (O) [△ 3] | |
| 出納局 | | | | | O (O) [O] | |
| 企業局 | | | | | O (O) [O] | |
| がんセンター局 | | | | | O (O) [O] | |
| 議会事務局 | | | | | O (O) [O] | |
| 各種委員会事務局 | | | | | O (O) [O] | |
| 教育委員会事務局、 教育機関 | 1 | (1) | 1 | (1) [1] | O (O) [△ 1] | |
| 警察本部、警察署 | | | 2 | (2) [2] | △ 2 (△2) [△ 2] | |
| 計 | 45 | (42) [33] | 52 | (40) [36] | △ 7 (2) [△ 3] | |

(注) 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数)、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。

なお、アウトソーシングについては、73ページを参照してください。

ウ 監査箇所一覧

| 区分 | 団体種別 | 団体名 | 所在地 | 平成30年度 所管課 |
|---------|--------------------------|-------------------------------|--------|----------------|
| ■出資団体 | | (出資率) | | |
| (補) | 公益財団法人 | 静岡県国際交流協会 | 86.8% | 静岡市 知事直轄・多文化共生 |
| (指) | 公益財団法人 | 静岡県文化財団 【コンベンションアーツセンター】 | 85.2% | 静岡市 文化観光・文化政策 |
| (補・指) | 公益財団法人 | 静岡県舞台芸術センター 【舞台芸術公園】 | 100.0% | 静岡市 文化観光・文化政策 |
| (補) | 公立大学法人 | 静岡県公立大学法人 | 100.0% | 静岡市 文化観光・大学 |
| (補) | 公立大学法人 | 静岡文化芸術大学 | 100.0% | 浜松市 文化観光・大学 |
| (補) | 公益財団法人 | しずおか健康長寿財団 | 77.0% | 静岡市 健康福祉・長寿政策 |
| (補) | 公益財団法人 | 静岡県障害者スポーツ協会 | 75.4% | 静岡市 健康福祉・障害者政策 |
| (補・貸) | 地方独立行政法人 | 静岡県立病院機構 | 100.0% | 静岡市 健康福祉・医療政策 |
| | 株式会社 | (株)エイ・ピー・アイ | 39.0% | 沼津市 経済産業・雇用推進 |
| (補・貸・指) | 公益財団法人 | 静岡県産業振興財団 【医療健康産業研究開発センター】 | 100.0% | 静岡市 経済産業・商工振興 |
| (補) | 一般財団法人 | アグリオープンイノベーション機構 | 100.0% | 沼津市 経済産業・農業戦略 |
| (補) | 公益財団法人 | 世界緑茶協会 | 100.0% | 静岡市 経済産業・お茶振興 |
| (指) | 公益社団法人 | 静岡県畜産協会【家畜共同育成場】 | 40.5% | 静岡市 経済産業・畜産振興 |
| | 特別法人 | 静岡県土地開発公社 | 100.0% | 静岡市 交通基盤・公共用地 |
| | | (計 14箇所) | | |
| ■補助団体 | ①私学経常費補助等 | | | |
| 幼稚園以外 | 学校法人 東駿学園 | | 御殿場市 | 文化観光・私学振興 |
| | 学校法人 聖心女子学院 | | 裾野市 | 文化観光・私学振興 |
| | 学校法人 静岡和洋学園 | | 静岡市 | 文化観光・私学振興 |
| | 学校法人 静岡雙葉学園 | | 静岡市 | 文化観光・私学振興 |
| | 学校法人 静岡聖光学院 | | 静岡市 | 文化観光・私学振興 |
| | 学校法人 相川学園 | | 藤枝市 | 文化観光・私学振興 |
| | 学校法人 島田学園 | | 島田市 | 文化観光・私学振興 |
| | 学校法人 静岡県西遠女子学園 | | 浜松市 | 文化観光・私学振興 |
| | 学校法人 聖隸学園 | | 浜松市 | 文化観光・私学振興 |
| | 学校法人 中野学園 | | 浜松市 | 文化観光・私学振興 |
| 幼稚園 | 学校法人 静岡聖母学園 | | 静岡市 | 文化観光・私学振興 |
| | 学校法人 富塚学園 | | 浜松市 | 文化観光・私学振興 |
| | 学校法人 浜松葵学園 | | 浜松市 | 文化観光・私学振興 |
| | 学校法人 河合学園 | | 富士市 | 文化観光・私学振興 |
| | ②定期的でない事業費補助 | | | |
| | その他 静岡国際オペラコンクール実行委員会 | | 浜松市 | 文化観光・文化政策 |
| | ③定期的でない建設費補助（*建設費補助のみ対象） | | | |
| | 医療法人社団 健寿会 | | 静岡市 | 健康福祉・地域医療 |
| | 株式会社 伊豆急行(株) | | 伊東市 | 交通基盤・地域交通 |

| | | | |
|--------|--|----------|--------------|
| | ④その他の助成団体 | | |
| | 公益社団法人 静岡県私学教育振興会 | 静岡市 | 文化観光・私学振興 |
| | 社会福祉法人 和松会 | 菊川市 | 健康福祉・介護保険 |
| | 特定非営利活動法人 アースライフネットワーク（静岡県地球温暖化防止活動推進センター） | 静岡市 | 経済産業・エネルギー政策 |
| | その他 静岡県中小企業団体中央会 | 静岡市 | 経済産業・経営支援 |
| | その他 静岡県土地改良事業団体連合会 | 静岡市 | 経済産業・農地整備 |
| | その他 日中青年代表交流実行委員会 | 静岡市 | 教委・社会教育 |
| | (計 23箇所) | | |
| ■指定管理者 | 一般社団法人 フォレメンテあかまつ【静岡県立森林公園施設】 | 浜松市 | くらし環境・環境ふれあい |
| | 森林組合 井川森林組合【静岡県県民の森施設】 | 静岡市 | くらし環境・環境ふれあい |
| | 社会福祉法人 葵寮【静岡県婦人保護施設清流荘】 | 静岡市 | 健康福祉・こども家庭 |
| | 特定非営利活動法人 しづかちゃん【吉田公園】 | 吉田町 | 交通基盤・公園緑地 |
| | 漁業協同組合 いとう漁業協同組合【網代漁港内プレジャーボード係留施設】 | 熱海市(伊東市) | 交通基盤・港湾企画 |
| | 漁業協同組合 静浦漁業協同組合【静浦漁港内プレジャーボード係留施設】 | 沼津市 | 交通基盤・港湾企画 |
| | 漁業協同組合 小川漁業協同組合【焼津漁港内（小川地区）プレジャーボード係留施設】 | 焼津市 | 交通基盤・港湾企画 |
| | その他 曰の出ドリームパーク【静岡県清水港湾交流センター他】 | 静岡市 | 交通基盤・港湾企画 |
| | (計 8箇所) | | |
| 合 計 | (計 45箇所) | | |

(注) 1 区分欄の（ ）は、掲載区分以外に、（補）：補助金交付団体、（貸）：資金貸付団体、（指）：指定管理者と重複して実施する団体。

2 団体種別 団体名欄の【 】は、指定管理者が管理する施設。

3 所在地欄が2段書になっている場合、上段は団体が管理する施設の所在地、下段は団体の所在地を指す。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

| | |
|---------|---------------|
| 監査実施箇所数 | 45箇所 |
| 指摘等の箇所数 | 13箇所 (28.9%) |

(イ) 件数

| 区分 | 指摘等の区分(件数) | | | | | |
|------|------------|----|----|----|--------|----|
| | 指摘 | 注意 | 指導 | 意見 | 指導(検討) | 計 |
| 財務会計 | 1 | 4 | 10 | | 1 | 16 |
| 工事技術 | | | | | | |
| 事務事業 | | | | | | |
| 計 | 1 | 4 | 10 | | 1 | 16 |

(注)「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導(検討)」の区分は、資料編(82ページ)を参照してください。

なお、単純かつ影響の少ないミス等について出される「指導」「指導(検討)」は、件数のみ公表しています。

イ 指摘等の内容

(ア) 指摘(1件)

a 財務会計(1件)

- 特定資産台帳の記載誤り(公益財団法人 静岡県文化財団)

(イ) 注意(4件)

a 財務会計(4件)

- 理事長再任に係る法人登記の懈怠(地方独立行政法人 静岡県立病院機構)
- 指定管理業務に係る月次報告書の未提出(いとう漁業協同組合)
- 貯蔵品の期末在庫計上誤り(公益財団法人 静岡県文化財団)
- 利用料金の徴収に係る不適切な事務処理(静浦漁業協同組合)

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

平成30年度に指摘等(16件)を行った13機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘及び注意に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘(1件)を行った1機関の改善措置状況は、68ページに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

6 決算審査及び基金運用状況審査

(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

平成 29 年度静岡県一般会計及び 11 特別会計

イ 審査の期間

平成 30 年 7 月 24 日から平成 30 年 8 月 28 日まで

ウ 審査の結果

平成 29 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認める。

エ 審査の意見

| | |
|---------------------|--|
| (1) 収支が均衡した財政運営について | <p>本県の財政状況は、歳入決算額では主に県税や県債発行の増により、一般会計で前年度に比べ 1.0% 増加した。</p> <p>県税は、最終予算額 4,956 億円に対し、33 億 8,000 万円余増の 4,989 億 8,000 万円余で、前年度決算額 4,903 億 3,000 万円余に対し、1.8%、86 億 5,000 万円余の増加となった。これは、景気の回復傾向等に伴い、前年度に比べ法人二税が 6 億 5,000 万円余(同 0.5%)、個人県民税が 51 億 3,000 万円余(同 3.5%)、自動車取得税が 15 億 9,000 万円余(同 33.5%)、軽油引取税が約 13 億 2,000 万円余(同 3.6%) 上回ったことによるものである。県税決算額が前年度を上回るのは 6 年連続となり、過去最高の決算額である平成 19 年度(5,669 億円余) の 88.0%、高い方から 6 番目となっている。</p> <p>県債は 1,798 億 9,700 万円で、前年度決算額 1,471 億 9,000 万円余に対し、327 億 660 万円の増加となった。これは、臨時財政対策債は発行減であったが、減収補てん債(特例分) や交通基盤債の発行増等によるものである。</p> <p>歳出決算額では、義務的経費については、前年度と比べ扶助費が 4.9% 増加し、歳出全体に占める構成比が 9.1% となり、0.4 ポイント増加したが、教職員給与の政令市移譲に伴い人件費が 17.3% 減少したため、義務的経費全体では 8.8% の減少となり、歳出全体に占める構成比は 5.3 ポイント減の 49.0% となった。</p> <p>投資的経費については、前年度から 9.6% の増加となったが、これは普通建設事業費のうち、補助事業費、単独事業費がそれぞれ 10.4%、10.6% の増加となったことなどによるものである。</p> <p>また、教職員給与の政令市移譲に対する財源の交付や新総合計画である静岡県の新ビジョンを推進する財源となる“ふじのくにづくり推進基金”の積立等に伴い、その他経費は前年度より 14.1% 増加し、歳出に占める構成比も 36.7% と、4.2 ポイント増加した。</p> <p>次に、一般会計の県債残高についてであるが、財政健全化の目標に設定している通常債の残高は、1 兆 5,918 億 2,700 万円余となり、前年度末より 181 億 6,000 万円余減少し、着実に残高の縮減が図られている一方で、臨時財政対策債の残高は 1 兆 1,007 億 6,700 万円余となり、前年度末より 389 億 7,100 万円余増加した。</p> <p>また、県の財政構造を示す 7 つの指標を見ると、教職員給与の政令市移譲に伴う人件費の減少により比率が影響を受ける義務的経費比率と経常収支比率を除くと、前年度に比べて自主財源比率及び将来負担比率は悪化しているが、一般財源等比率、財政力指数及び実質公債費比率は改善している。</p> <p>さらに、財源不足への対応に活用可能な基金現在高は、平成 29 年度決算後時点で 353 億円となり、前年度の 182 億円より大幅に増加している。</p> |
|---------------------|--|

| | |
|----------------------|---|
| | <p>以上の要素を勘案すると、県の財政状況は前年度よりも健全化していると評価する。</p> <p>一方で、県人口が減少する中で少子高齢化は一段と進んでおり、今後も社会保障関係費等の大幅な増加も当然のことながら見込まれる。また、国から元利償還金の財源保障があり実質的な地方交付税として扱われているとはいえ、臨時財政対策債の残高が1兆1,000億円を超えており、全体の県債残高の40%を占めるまでになっている。そして、回復傾向にある景気も絶えず拡大するとは限らず、注視していく必要がある。</p> <p>県では、近年の景気回復傾向の継続により、県税収入の大増加が見込まれるなど、一般財源総額が増加する見通しを踏まえ、従来の財政調整用の基金を取り崩すことで財源不足を補う財政運営からの転換を図り、基金を除いたその年度の歳入によってその年度の歳出を賄う、収支が均衡した財政運営を目指すことを、平成30年度からスタートする新総合計画「静岡県の新ビジョン」の目標に掲げたところである。</p> <p>今後の財政運営の考え方である「収支が均衡した財政運営」を達成するため、歳入歳出の改革を進め、従来の取組以上に歳入の確保や歳出の見直しを推進とともに、国に対してはあらゆる機会を活用して、中長期的に安定的な税財源の構築、臨時財政対策債の廃止を含めた改革と償還財源の別枠での確保を強力に働きかけられたい。</p> |
| (2) 収入未済額の縮減への取組について | <p>収入未済額から徵収猶予等の措置をとったものを除いた実収入未済額が、平成22年度の205億6,785万2千円から減少に転じ、平成29年度には105億5,003万9千円と約半分にまで縮減していることについて、その努力は評価できる。県税関係、県税関係以外のそれぞれの状況は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税関係 <p>県税に税外収入の加算金を加えた実収入未済額は64億2,034万円余となり、前年度に比べ13.5%、10億107万円余の減少となった。そのうち9億91万円余の減少は個人県民税が占めており、平成24年度から市町と協働で進めてきた特別徵収の徹底の取組など、徵収強化に努めてきた成果が現れたものと考えられる。</p> <p>また、個人県民税（均等割・所得割）の収入率は、平成24年度以降の上記取組による滞納額の減少もあって、平成29年度は前年度より0.7ポイント上昇し95.6%を確保した。全国順位は平成21年度以降続けていた最下位を脱出し、平成24年度以降は順位を上げてきており、28年度37位、29年度も37位と改善が図ってきた。自主財源である県税の確保は重要な命題であり、個人県民税の徵収については、まだ工夫の余地があると思われる所以、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徵収強化に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税関係以外 <p>平成29年度の実収入未済額は41億2,969万円余で、前年度に比べ、1.7%、6,722万円余の増加となった。</p> <p>未済額の主なものは、1件が13億円を超えるものがあるなど合計で約19億4,595万円余となっている中小企業高度化資金貸付事業等特別会計に係る貸付金償還金、平成25年度に発生した、愛鷹山麓での不法投棄に係る7億4,304万円余の産業廃棄物原状回復代執行費用返納金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、県営住宅に係る公営住宅使用料、生活保護費返還金等である。また、平成29年度は新規産業立地事業費補助金等の返還において、新たに7,200万円余の未収が発生しており、県債権管理マニュアルに沿って債務者に償還の働きかけをしている。</p> <p>県税関係以外の未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成23年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て縮減に向けた各種の取組を行っている。平成29年度においては、23年度に策定した県債権管理マニュアルを実務に即した内容に大幅に改訂し、また債権所管課と管財課が共同して債権徵収管理を開始するなど、取組に工夫が見られる。今後も収入未済の縮減・解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努力されたい。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| (3) 事業繰越の縮減について | <p>翌年度への繰越の状況は、一般会計で 484 億 2,370 万円、前年度比 99.3%と前年度並みとなった。特別会計については 16 億 4,678 万 8 千円で、前年度比 105.4%と増加している。また、一般会計では、地滑り対策現場での想定外の事故により、平成 29 年度内の完了が困難となったことによるもの 1 件 1 億 3,185 万 9 千円の事故繰越も発生している。</p> <p>平成 29 年度は、通常分が公共事業の進捗や大規模事業の進歩に伴い繰越額が前年度に比べ 13 億 7,674 万円余減少している一方で、追加分（国補正や災害発生に伴う事業の繰越）は、原発防災資機材の整備にかかる助成事業や台風発生に伴う災害復旧費の増加等により 9 億 7,088 万円余増加している。引き続き、事業効果を早期に發揮できるよう、関係機関等との十分な調整を行うなど、的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り、繰越額の縮減に努められたい。</p> |
| (4) 不用額について | <p>歳出予算における不用額は、一般会計では、138 億 2,408 万 5 千円で、前年度比 140.5%、39 億 8,312 万 4 千円の増加となっている。また、特別会計では、16 億 2,226 万 4 千円で、前年度比 135.4%、4 億 2,443 万 4 千円の増加となっている。</p> <p>一般会計の内訳の中で増加している主なものは、対象事業費の確定時期が遅れたことによる道路関係国庫補助事業費、社会資本整備総合交付金事業費や現年補助災害土木復旧費などである。</p> <p>一方、静岡県立病院機構貸付金、緊急地震・津波対策等交付金、新規産業立地事業費助成など、事業費の確定や実績に伴うものについて、不用額が減っている。</p> <p>平成 29 年度の不用額は、前年度を大きく上回っており、その中にはやむを得ない事情によるものもあると思われるが、財政の健全化を推進し財源の有効な活用を図るため、予算の適正額の確保と適時・的確な見直しによる不用額の縮減について、当初予算計上時から精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、効率的な予算執行に努められたい。</p> |
| (5) 財務会計事務等の適正な執行について | <p>平成 29 年度定期監査等において、旅費の不正受給、障害福祉サービス事業者の指定等に係る複数の不適切な事務処理など 25 件が監査結果として一番重い「指摘」となったほか、河川占用料の徴収誤り、歳入の会計年度誤り等 49 件が「注意」となった。監査結果は、指導、意見等を含めると全体で 228 件、前年度に比べ 84 件の減少となっている。</p> <p>監査結果の項目別件数では、財務関係が 68 件であり、前年度より 54 件減少している。会計事務処理の誤りについては、担当職員の関係法令等の理解不足などに問題があり、毎年のように発生する事務処理ミスに対しては、担当者の資質向上とともに、個人のミスや処理の遅延を組織として防止する体制づくりの強化が重要である。出納局をはじめ、各部局で技術職員や臨時職員、非常勤職員も対象に加えた研修を実施してきたことなどにより、監査結果の件数も減少しておりミスを防ぐ取組の成果と言える。</p> <p>一方で、同じような誤り（非常勤嘱託員の休暇に関する誤りなど）が複数の所属で発生するなど、制度自体が分かりにくいことに原因があると思われる案件も見られた。</p> <p>今後も正確な会計事務の大切さを認識したうえで、職場内の実効性のあるチェック機能の強化はもとより、制度や仕組みの再点検を行うなど、適正な会計事務の執行に努められたい。</p> |
| (6) 財産管理等について | <p>財産管理に係る事務については、「指摘」となるような重大な誤りはなかったが、囲いわなかが盜難に遭い「注意」となった案件が発生したほか、財産台帳の未作成、記載漏れ、公有財産異動報告書の未提出などの、事務処理上の不適切な事例が散見されている。県有財産は、県民の財産であるという意識をもって、また、平成 29 年度決算から統一的な基準による地方公会計が導入されたことからも、適切な管理に努められたい。</p> <p>一方で、県では、平成 25 年度にファシリティマネジメントの実施方針を作成し、「総量適正化」、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」の 4 本柱により、経営的な視点から県有施設を総合的に企画・管理・活用する取組を行っている。とりわけ、「総量適正化」に向けた未利用財産の売却については、平成 20 年度から 5 年ごとに売却計</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>画を策定し未利用地の売却を進めてきており、平成20～24年度は88億6百円余、平成25～29年度は67億4千6百万円余を売却し、売却計画に対する達成率はそれぞれ74.4%と75.7%であった。さらに平成30年度から5か年の「県有財産の売却計画」を策定し、88箇所、約20.7ヘクタール、55億6千5百万円余の売却を進めていくこととしている。今後とも適正な売却に取り組むとともに、未利用財産の掘り起こしなどにより計画に含まれていない売却可能な土地が生じた場合には、速やかに計画に取り込むなどの見直しを行なながら、積極的な売却を行い、「総量適正化」を推進されたい。</p> <p>さらに、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」についても、引き続き、積極的に取り組まれたい。</p> |
|--|--|

(2) 基金運用状況に対する審査の実施状況

ア 審査の対象

静岡県立美術博物館建設基金

イ 審査の期間

平成30年7月24日から平成30年8月28日まで

ウ 審査の結果及び意見

審査の結果、本基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

(3) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

平成29年度静岡県工業用水道事業

平成29年度静岡県水道事業

平成29年度静岡県地域振興整備事業

平成29年度静岡県立静岡がんセンター事業

イ 審査の期間

平成30年7月24日から平成30年8月28日まで

ウ 審査の結果

工業用水道事業ほか3事業の決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、平成30年3月31日現在の財政状況及びその日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認める。

エ 審査の意見

| | |
|-------------|--|
| (1) 工業用水道事業 | <p>工業用水道事業は、給水先が前年度比2箇所増、実給水量は前年度比287万6千立方メートル増加しており、全体としては黒字経営であるが、当年度純利益が前年度比3,910万4千円(11.7%)の減益となった。</p> <p>工業用水道別に見ると、7工業用水道のうち4工業用水道で当年度純損益が前年度より改善している一方で、経常収益の半分を担っている東駿河湾工業用水道事業では純利益が前年度より減少している。また、中遠、西遠の2工業用水道は赤字となっており、静清、中遠、西遠、湖西の4工業用水道が累積赤字となっている。</p> <p>今後、管路等施設の大規模更新時期を迎えることから、より一層の経営努力が求められる。</p> |
|-------------|--|

| | |
|--------------|--|
| | <p>こうした状況の中、施設更新の基本計画である「水道施設更新マスタープラン」(平成29年3月策定)に基づく「第5期長期修繕・改良計画」(平成30年3月策定)及び、平成30年度から10年間の経営の基本計画である「経営戦略(第4期中期経営計画)」を策定し平成30年3月に公表している。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水量は、前年度と比較して増加をしているが、経済情勢の変化や節水技術の向上等により、中長期的には減少が見込まれることに加え、大規模な施設更新に莫大な費用を要するなど、将来的には厳しい経営状況が見込まれる。 <p>また、工業用水道事業全体の平成29年度純損益は、黒字を確保しているものの前年度と比べて減少している。</p> <p>このことから、「経営戦略(第4期中期経営計画)」や「第5期長期修繕・改良計画」について、着実な進捗を図るとともに、進捗状況の管理や評価を適切に行うなど、将来に亘る経営の健全化に努められたい。</p> <p>一方、従来からの懸案である、施設利用率が低く、累積赤字となっている工業用水道については、企業誘致担当部局等と連携し雑用水利用の促進も含めた新規需要開拓の取組について、引き続き努められたい。</p> |
| (2) 水道事業 | <p>水道事業は、当年度純利益が前年度比1億1,293万4千円(10.1%)の増益となった。3水道事業すべてにおいて純利益が前年度に比べて増加し、黒字経営を維持しているものの、給水量は前年度と比較して34万4千立方メートル(0.4%)減少している。</p> <p>また、今後、施設や設備の更新時期を迎えることから、費用の増加が見込まれる。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 黒字経営が安定して継続しているが、今後、人口減少等の影響による水需要の低下や管路等施設の大規模更新を行うにあたっての費用の増加が見込まれている。 <p>このことから、平成30年3月に策定・公表した「経営戦略(第4期中期経営計画)」や「第5期長期修繕・改良計画」について、着実な進捗を図るとともに、進捗状況の管理や評価を適切に行うなど、将来に亘る健全経営の維持に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業は、県民の生活に密着した重要なライフラインであり、平成30年7月の西日本豪雨による災害において、被災した水道の早期復旧がいかに大事であるかということが教訓とされたことから、施設の更新や耐震化を計画的に進めるとともに、災害や事故に強い体制の維持に努められたい。 |
| (3) 地域振興整備事業 | <p>地域振興整備事業は、レディーメード方式による富士山麓フロンティアパーク小山造成事業並びにオーダーメード方式による長泉南一色工業用地造成事業、清水町久米田工業用地造成事業及び森中川下工業用地造成事業に加え、平成29年度からセミ・オーダーメード方式による藤枝高田工業団地造成事業に着手している。</p> <p>平成29年度は、土地売却の実績がなかったため、土地売却収益はなく、事務費等の費用が収益を上回ったため、当年度純損益は赤字となり、累積欠損金が増加した。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> レディーメード方式による富士山麓フロンティアパーク小山造成事業については、工業用地の造成工事は計画通り今年度中に完了する見込みであることから、従前より進めていた分譲に向けた取組について、早期完売へ向けてより一層強化されたい。 平成29年度に着手したセミ・オーダーメード方式による藤枝高田工業団地造成事業については、現在進めている実施設計について滞りなく実施し、計画通り造成工事に着手できるよう事業を推進されたい。 オーダーメード方式による3事業のうち、造成中で引渡しが完了していない森中川下工業用地造成事業については、計画通り平成30年度中の引渡しができるよう事業の推進に努められたい。 |

| | |
|----------------|--|
| (4) 静岡がんセンター事業 | <p>静岡がんセンターは、平成14年9月の開院以来、15年が経過し、「患者さんの視点の重視」を基本理念として、最善のがん医療の提供や相談支援体制の充実により日本を代表する高度がん専門医療機関へと成長してきた。</p> <p>開院当初は313床であった病床数は段階的に増床を重ね、平成29年度は4床増の607床となったが、615床の全床開棟には至っていない。</p> <p>また、平成29年度の経営状況は、病院事業は利益を生じたが、研究所事業の損失を補うことができず9千6百万円余の純損失が生じ、未処理欠損金も増加した。</p> <p>こうした点を踏まえ、次のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成29年度の病院事業の純利益は、平成28年度末に策定した新公立病院改革プランの収支計画を上回るものであったが、研究所事業の損失を含めた全体では損失に転じており、結果として未処理欠損金も増加している。 <p>しかしながら、新公立病院改革プランは平成30年度以降に大きく収支状況が改善する計画であり、これにより未処理欠損金の減少も見込まれることから、新公立病院改革プランが確実に遂行されるよう効率的な病院経営に取り組まれたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 過年度未収金は、欠損処分等により前年度に比べ減少したものの、依然として1億5百万円余と多額に上るので、引き続き、新たな収入未済の発生防止と早期回収に努められたい。 • 医師、看護師確保対策の取組による医療スタッフの充実により、平成29年度の稼働病床数は607床と前年度より4床増床となったが、全床開棟に向けて、全国的に確保競争が継続している麻酔科医師等、引き続き、配置定数に対して不足している医師確保に向けて取り組まれたい。 |
|----------------|--|

7 健全化判断比率等審査

(1) 健全化判断比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

イ 審査の期間

平成30年8月13日から平成30年8月28日まで

ウ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

| 区分 | 平成29年度 健全化判断比率 | 平成28年度 健全化判断比率 | 早期健全化 基準 | 財政再生 基準 |
|----------|-------------------|-------------------|-------------|------------|
| 実質赤字比率 | — | — | 3.75% | 5% |
| 連結実質赤字比率 | — | — | 8.75% | 15% |
| 実質公債費比率 | 13.4% | 13.5% | 25% | 35% |
| 将来負担比率 | 238.4% | 228.0% | 400% | 斜線 |

（注）実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は「—」と表示

エ 審査の意見

| | |
|---------|--|
| 実質公債費比率 | 平成29年度の実質公債費比率は13.4%で早期健全化基準(25%)未満であり、前年度実績(13.5%)に比べて0.1ポイント改善している。 今後も公債費の縮減等により財政負担のより一層の軽減に努められたい。 |
| 将来負担比率 | 平成29年度の将来負担比率は238.4%で早期健全化基準(400%)未満であるが、前年度実績(228.0%)に比べ10.4ポイント悪化している。 また、将来負担額の大半を占める地方債現在高が3兆2,355億1,125万2千円と多額で、前年度に比べ618億2,651万9千円増加しているので、将来、財政を圧迫するがないように、地方債などの将来負担額の適正な管理に努められたい。 |

（参考）

【健全化判断比率とは】

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持ちます。

| | |
|----------|--|
| 実質赤字比率 | 一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。 |
| 連結実質赤字比率 | 一般会計及びすべての特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したものです。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。 |

| | |
|---------|---|
| 実質公債費比率 | 借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。この比率が高いほど、返済負担が重いことを表します。 |
| 将来負担比率 | 一般会計等の将来支払っていく財政負担（地方債現在高及び債務負担行為額）だけでなく、将来支払っていく可能性のある財政負担（地方公社等に係る実質的な負債等）を指標化したものです。この比率が高いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いことを表します。 |

(2) 資金不足比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県流域下水道事業特別会計
- ・ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

イ 審査の期間

平成30年8月13日から平成30年8月28日まで

ウ 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

平成29年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。

| 区分 | | 公営企業会計名 | 平成29年度 資金不足比率 | 平成28年度 資金不足比率 | 経営健全化 基準 |
|----------------|--------------|-------------------|------------------|------------------|-------------|
| 法 適用 企業 | 宅地造成 事業以外 | 静岡県工業用水道事業会計 | — | — | 20% |
| | | 静岡県水道事業会計 | — | — | |
| | | 静岡県立静岡がんセンター事業会計 | — | — | |
| | 宅地造成 | 静岡県地域振興整備事業会計 | — | — | |
| 法非 適用 企業 | 宅地造成 事業以外 | 静岡県流域下水道事業特別会計 | — | — | |
| | 宅地造成 | 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計 | — | — | |

(注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部が適用される公営企業のことをいう。

法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 資金不足額が生じない場合の比率は、「—」と表示

エ 審査の意見

平成29年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

(参考)

【資金不足比率とは】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。この比率が一定基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければなりません。

【法適用企業と法非適用企業の経理事務】

法適用企業は地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される公営企業であり、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために経理事務は企業会計方式で行われます。

法非適用企業は、地方公営企業法の適用を受けない公営企業であり、経理事務は官庁会計方式で行われます。

8 例月出納検査

(1) 根 拠

地方自治法（以下「法」という。）第235条の2第1項に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うこととなっています。

(2) 検査の対象

ア 普通会計（一般会計・特別会計）、歳入歳出外現金及び基金

イ 公営企業会計

- ・ 企業局会計（工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計）
- ・ 静岡がんセンター事業会計

(3) 実施時期・方法

ア 実施時期

法第235条の2第1項では「毎月例日を定めて」検査することとされており、本県では、静岡県監査委員に関する条例第10条で、毎月25日から月末までの間に行うこととしています。なお、検査の対象は、原則として前月分です。

＜平成30年度実績＞

| | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 日 | 27 | 31 | 29 | 31 | 31 | 28 | 31 | 30 | 28 | 31 | 28 | 28 |

イ 実施方法

原則として、書面検査ですが、毎年1回は面接検査を行うこととしています。

（平成30年度は、平成31年1月が面接検査）

なお、予備検査については、平成16年度から検査の正確性、透明性及び効率性を高めるため、公認会計士に一部を委託して実施しています。

（平成30年度は、普通会計等と企業局会計の予備検査を外部委託で実施）

(4) 検査結果

30年度は、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

(5) 結果報告

検査の結果は、法第235条の2第3項の規定に基づき、県議会及び知事に報告することとされており、本県では検査の都度、その結果を書面で報告しています。

9 住民監査請求に基づく監査

(1) 監査実施状況

| 区分 年度 | 前年度か らの繰越 | 受付 | 却下 | 受理 | 勧告 | 棄却 | 却下 | 翌年度 への繰越 |
|----------|--------------|----|----|----|----|----|----|-------------|
| 平成26年度 | 0 | 1 | | 1 | | 1 | | 0 |
| 平成27年度 | 0 | 1 | | 1 | | 1 | | 0 |
| 平成28年度 | 0 | 3 | | 2 | | 1 | 1 | 1 (注) |
| 平成29年度 | 1 | 3 | | 4 | | 4 | | 0 |
| 平成30年度 | 0 | 2 | | 2 | | 2 | | 0 |

(注) 平成29年3月下旬に受付したため、受理等の判断は翌年度へ繰り越した。

(2) 監査の結果（平成30年度）

| | | | |
|-----------|---|-----|------|
| 請求年月日 | H30.10.25 | 請求者 | 桜井建男 |
| 監査の対象 | 学校法人南陵学園に対する私立学校経常費補助金（以下本表において「補助金」という。）の交付 | | |
| 請求の概要 | <p>ア 静岡県が平成29年12月8日に学校法人南陵学園（以下「南陵学園」という。）に対し、補助金として1,930万円を交付した分のうち、同法人の理事長が同月11日に1,900万円を同法人の評議員会に譲らず、無担保で理事長と学園長の夫婦が経営する産業廃棄物処理会社名義の銀行口座に送金（以下「本件支出」という。）したのは、補助金の目的外支出であって違法無効である。よって、静岡県知事は同学園、理事長、理事（学園長）及び同産業廃棄物処理会社に賠償請求する義務を負う。</p> <p>イ 静岡県は同学園に平成30年度分の補助金を年度末まで4回に分けて交付することになっているはずであるから、アの賠償がなされ被害回復されるまで、新たな補助金分割金の交付を差止めする等、静岡県に対して必要な措置を講ずることを求める。</p> | | |
| 監査の結果と通知日 | 棄却（H30.12.20） | | |
| 結果の概要 | <p>本件補助金の使途は、人件費、教育研究費及び管理経費（以下「3経費」という。）のうち、県が定める補助対象から除く経費以外であればよく、補助金額の算定においては、補助率という概念はない。</p> <p>南陵学園が知事に提出した平成29年度補助金の実績報告書（以下「実績報告書」という。）には補助対象事業費科目としての3経費の決算額、その財源内訳として補助金充当済額と南陵学園負担額等の記載がある。補助対象事業費の合計額が補助金充当済額（=補助金交付額）を上回っていたので、交付した補助金は全て補助対象事業費に充てられたと判断できる。</p> <p>実績報告書には、本件支出に該当する科目的名称や金額の記載はなく、南陵学園への調査において、実績報告書に記載した補助対象事業費には、3経費に該当する経費のみを計上し、本件支出については計上していないとの回答があり、かつ、補助金の目的外支出と思われる不自然な支出は確認できなかった。以上により、本件支出は、実績報告書に記載された補助対象事業費ではないと判断できる。</p> <p>補助金に係る収入と支出について、南陵学園では学校法人の一般的な会計の中で管理し、入金後の補助金は学生等納付金等と共に学校法人全体の収入に内包され、そこから補助対象となる経費が支出されている。南陵学園への調査で決算書や総勘定元帳等の書類を確認したが、平成29年12月8日に交付された補助金については、同日付で補助金収入として処理され、補助対象事業費の各科目の支出についても不自然な点は確認できず、また、その支出の財源が補助金であるのか、南陵学園が負担した財源であるのかを区別することはできない。</p> <p>併せて、補助金の交付の決定から交付額の確定までの一連の手続は、県補助金交付規則等に従って適正に行われていることを確認した。</p> <p>よって、本件支出は、実績報告書に記載された補助対象事業費ではなく、補助金の目的外使用に当たるとは言えない。また、補助金の交付手続については適正である。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|-----|------|
| 請求年月日 | H31.1.16 | 請求者 | 寺澤暢紘 |
| 監査の対象 | 平成29年度民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金（以下本表において「福祉補助金」という。）の交付 | | |
| 請求の概要 | <p>福祉補助金において、交付先の団体として適格性に疑義があるものがある。さらに交付先団体が実施する事業内容が民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）の趣旨に合致していないものがあり、県財政に損害を与えている。具体的には、以下の団体に対する福祉補助金（合計5,905千円）の交付は不適切である。</p> <p>ア 静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）（同補助金315千円） イ 静岡県民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）（同補助金2,340千円） ワ 静岡県社会福祉法人経営者協議会（以下「経営協」という。）（同補助金540千円） エ 静岡県保育連合会（以下「保育連合会」という。）（同補助金1,575千円） オ 静岡県保育士会（以下「保育士会」という。）（同補助金1,135千円）</p> | | |
| 監査の結果と通知日 | 棄却（H31.3.14） | | |
| 結果の概要 | <p>ア 県社協 ・ 県は、県要綱に基づき、県社協が自ら行う事業（一般財団法人静岡県遺族会（以下「遺族会」という。）が行う研修事業への助成）に要する経費として315千円を交付した。福祉補助金の交付を受けた県社協は、県社協の助成金交付要綱（以下「県社協要綱」という。）に基づき、遺族会が行う研修事業に対し、同額の県社協助成金を交付した。当該助成金の交付は、地域福祉の根底を支える平和教育への助成であり公的性が強く、県社協が地域福祉の中核的存在である特性を活かし実施したものであり、県要綱が定める事業に該当する。</p> <p>・ 遺族会は、福祉補助金の交付を受けた県社協の助成金交付要綱における助成先団体であり、助成金交付先として適格性がある。また、同会は、英靈の顕彰や戦没者遺族の福祉増進等に関する事業等のほか、毎年、地域福祉の根底を支える平和教育や平和を語り継ぐ後継者の育成を目的とする地域福祉活動（研修事業）を行う団体であり、民間の社会福祉団体であることを否定する理由は見当たらない。</p> <p>・ 遺族会は毎年研修事業を実施しているが、平成29年度は参加者負担等の軽減のため、同研修会を遺族会創立70周年記念式典の記念講演会として実施した。同式典は記念講演と記念式典（表彰式等）に分かれ、前者の費用には県社協助成金が、後者の費用には県が別途交付した同記念式典開催事業費補助金が充てられ、各々経費についても区分されており、県が二重に補助金を交付したとは認められない。</p> <p>イ 民児協 県要綱等に基づく補助金等交付先団体として適格性がある。非常勤の地方公務員である民生委員・児童委員が団体の構成員とはいえない、同会は、地域福祉を担う民生委員等の職務を遂行するため必要な研修等の事業を行う社会福祉を推進する団体である。こうした団体を補助金等交付先団体とすることは、補助金交付の根拠法である地方自治法の適用において、知事が有する裁量権を濫用したとは言えない。</p> <p>ワ 経営協 経営協の事業は、施設利用者等が参加する球技大会と施設利用児等が制作した作品成果の展示展であり、前者は県内児童福祉施設利用者がスポーツを通して体力の増強と精神の高揚と青少年の健全育成を図ることを目的とし、後者は施設利用児等の社会性の発達の促進や一般の方々が施設利用児等への理解を図ることを目的として行われたもので、構成員である社会福祉法人の健全な施設運営を図るとする当該団体の目的に合致し、かつ県要綱で定める事業に該当する。</p> <p>エ 保育連合会及び保育士会 兩団体とも県要綱等に基づく補助金等交付先団体として適格性がある。公立保育所や公立保育所で働く保育士が会員に含まれるが、補助金等の交付対象は構成員ではなく団体である。また、公立や私立の保育所や保育士が互いに交流を図り、情報交換することで、保育所の組織基盤の強化や保育士の資質向上につながるため、民間保育所や民間保育士に関わる事業に限定しないからといって、補助金交付の根拠法である地方自治法の適用において、知事が有する裁量権を濫用したとは言えない。</p> | | |

10 平成30年度の意見・指摘・注意の主な事例

以下の事例は、平成30年度監査で「意見」「指摘」「注意」の結果（注1）を出したもののうち、事案として重大なもの、又は社会的関心が高いと思われる事例です。

職員による不祥事が依然として発生しており、その根絶に向けた取組は喫緊の課題です。

| 事例番号 | 監査区分 | 件名 | 監査結果 | 部局 | 監査時期（注2） | 備考 | 掲載ページ |
|------|---------|---------------------------------------|------|-----------------------------------|-------------|-----------------------------|-------|
| 1 | 定期行政 | 「避難所運営マニュアル」等の住民への周知促進 | 意見 | 危機管理部 | 30年8月 | | 42 |
| 2 | 定期・随時行政 | 交通違反の発生 | 指摘 | 危機管理部 収用委員会事務局 教育機関 警察本部 | 30年8月～31年3月 | 教育機関においては、2高校と1特別支援学校に対して指摘 | 42 |
| 3 | 随時行政 | 障害者雇用率算定に関する不適切な取扱い | 注意 | 経営管理部 教育委員会事務局 警察本部 | 31年3月 | | 43 |
| 4 | 定期行政 | 消費者教育の推進 | 意見 | くらし・環境部 | 30年7月 | | 43 |
| 5 | 定期行政 | 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業等の推進 | 意見 | 文化・観光部 | 30年7月 | | 44 |
| 6 | 定期行政 | 富士山静岡空港の新たな運営体制への移行 | 意見 | 文化・観光部 | 30年7月 | | 44 |
| 7 | 定期行政 | 社会健康医学研究の推進 | 意見 | 健康福祉部 | 30年8月 | | 45 |
| 8 | 定期行政 | 介護職員・保育士の確保対策の推進 | 意見 | 健康福祉部 | 30年8月 | | 45 |
| 9 | 定期行政 | EV・自動運転化等技術革新への対応 | 意見 | 経済産業部 | 30年8月 | | 46 |
| 10 | 定期行政 | 地籍調査の推進 | 意見 | 経済産業部 | 30年8月 | | 46 |
| 11 | 定期行政 | 建設産業における担い手確保対策、建設現場における生産性の向上の取組の推進 | 意見 | 交通基盤部 | 30年8月 | | 47 |
| 12 | 定期行政 | 工事の安全対策の推進 | 意見 | 交通基盤部 | 30年8月 | | 47 |
| 13 | 随時行政 | 職員によるPTA会計等の横領及び海外教育協力会会計の不適切な処理事案の発生 | 指摘 | 教育機関 | 31年1月 | 1高校に対して指摘 | 48 |
| 14 | 定期財務 | 特定資産台帳の記載誤り | 指摘 | 財政的援助団体 | 30年11月 | | 48 |

(注)

1 「意見」「指摘」「注意」の区分は、資料編（82ページ）を参照してください。

2 「監査時期」は監査を行った主な時期であり、事例の発生時期、監査結果の公表時期とは異なります。

事例 1

「避難所運営マニュアル」等の住民への周知促進【意見】

＜部局名＞危機管理部

危機管理部に対し、次の意見を述べました。

「避難所運営マニュアル」については約10年ぶりの改訂が行われ、イラストを多用するなど見やすく、また、様式集も添付するなど、実用的なマニュアルとなっています。同時に、「避難生活の手引き」も新たに作成され、避難に対する住民の不安を和らげる効果のある、分かりやすいマニュアルと手引きになっており、被災者の避難生活に効果的であると考えられます。



しかし、これらマニュアル等も、住民等への十分な周知があって効果が発揮されます。

地震・津波等による災害に加え、近年、多発している集中豪雨による被災など、避難所設置の機会が増加しています。万一の被災時には、適切な避難所運営が行われ、また、住民の不安が最小限に抑えられた避難生活が送れるよう、マニュアルや手引きを、今後も必要に応じて見直すとともに、各市町等の関係者や県民に積極的に周知してください。

事例 2

交通違反の発生【指摘】

＜部局名＞危機管理部、収用委員会事務局、教育機関、警察本部

悪質な交通違反が発生しています。

無免許運転や著しい速度違反、酒気帯び運転による交通違反であり、該当する所属（4部局6機関）に対して「指摘」の監査結果を出しました。

県は交通違反の撲滅を推進する立場であり、再発防止の取り組みが求められます。



改善措置状況は49、55、57、59及び66ページを参照してください。

事例 3

障害者雇用率算定に関する不適切な取扱い【注意】

＜部局名＞経営管理部、教育委員会事務局、警察本部

障害者である職員の雇用状況について、誤った方法で障害者雇用率を算定し、厚生労働省に報告していたため、経営管理部、教育委員会事務局及び警察本部に対して「注意」の監査結果を出しました。

厚生労働省の通知等とは異なる方法で不適切な障害者雇用率を算定し、障害者の雇用安定の推進に対する県民の信頼を損なう行為であるため、今後の再発防止の取り組みが求められます。



事例 4

消費者教育の推進【意見】

＜部局名＞くらし・環境部

くらし・環境部に対し、次の意見を述べました。
消費者教育の推進のため、平成 29 年度では、消費者教育講師人材養成講座を実施し、市町への支援や出前講座等開催のための消費者教育講師を養成するなどの取組が行われました。しかし、消費生活に関する苦情相談は絶えることがなく、横ばい傾向であった相談件数は、平成 29 年度では前年度件数

23,404 件を大幅に上回る 27,282 件と増加しており、消費者被害を未然に回避し、被害に遭った場合にも適切な対応がとれるとともに、社会的価値行動ができる、自立した消費者の育成が必要となっています。

そのため、今後は、養成された消費者教育講師のスキルアップを図るとともに、講師を積極的かつ効果的に活用し、一人でも多くの自立した消費者が育つよう、一層の取組に努めてください。



事例 5

東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業等の推進【意見】

＜部局名＞文化・観光部

文化・観光部に対し、次の意見を述べました。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、平成 29 年度には大会運営、おもてなし及び機運醸成の各分野において、交通渋滞対策の検討、都市ボランティアの募集、イベント開催といった取組が行われました。



今後、組織委員会との協議等を通じて県の果たすべき具体的役割が明確になってきますが、関係団体、市町と連携し、様々な課題や懸案を着実に解決して大会の成功に万全を期してください。

また、大会に本県から多くの選手が出場し、その活躍が県民に夢と感動を与えるよう選手強化、指導者養成にも引き続き取り組んでください。

さらに、大会後もその効果が継続されるようレガシーの構築についても推進に努めてください。

事例 6

富士山静岡空港の新たな運営体制への移行【意見】

＜部局名＞文化・観光部

文化・観光部に対し、次の意見を述べました。

民間事業者による空港運営を目指し、平成 29 年度は運営権譲渡の優先交渉権者の選定を行ったところですが、優先交渉権者からは 20 年後の旅客数の目標を 135 万人とするなどの活性化に関する提案のほか、滑走路等の更新投資の全額を運営権者自らが負担することに加え、運営権対価として 10 億円を支払う提案がされました。また、平成 30 年 6 月議会では、富士山静岡空港株式会社へ運営権を設定することについて議決されました。



民間事業者による運営により、県民負担の軽減や、空港の利用拡大、経済効果が期待されるところですが、県と運営権者との役割分担について協議中の項目もあることから、運営権者との連携を十分に行い、新たな体制への移行や移行後の空港運営が円滑に行われるよう努めてください。

事例 7

社会健康医学研究の推進【意見】

<部局名>健康福祉部

健康福祉部に対し、次の意見を述べました。

本県の健康寿命は国内で上位に位置していますが、未だ平均寿命とは約10年間の開きがあり、県民一人ひとりが最期まで健康で社会生活を送るためにこの期間の短縮に向けた取組が重要となります。平成29



年度に「社会健康医学研究推進基本計画」が策定され、更なる健康寿命の延伸に向けての取組が始まりました。計画に基づく研究は、県民のための研究として、そこからもたらされる成果は、科学的な知見に基づいた健康増進施策の展開へ繋がるものと期待されます。社会健康医学研究への取組が県民にとってどのような成果をもたらすのか分かりやすく情報提供を行い、また、研究成果が県民に還元されるよう取組を推進してください。

事例 8

介護職員・保育士の確保対策の推進【意見】

<部局名>健康福祉部

健康福祉部に対し、次の意見を述べました。

県内の介護職員数は、現在の需要数に対し約1,600人の不足が見込まれており、さらに団塊の世代が75歳以上となる2025年には約8,000人の不足が生じると予測されています。雇用情勢をみても、平成29年度における介護関連の平均有効求人倍率は4.59倍と年々上昇しており、産業界全体の人材不足も相まって慢性的な人材不足となっています。さらに、介護分野の勤続年数は他の産業に比べて約7年短いという状況にあることから、労働環境・待遇改善の推進を図り、職場定着対策に努めるとともに、新規就労の促進、介護職への理解等、一層の介護人材の確保対策に取り組んでください。



また、保育士においても保育施設の整備等に伴い保育士需要が増加している中において、県内の平成29年度の平均有効求人倍率は3.25倍と高く、保育士の確保が困難な状況が生じています。今後も、保育サービスの拡大に伴う保育士需要の増加が見込まれますので、引き続き、待遇改善を始めとした離職防止策等、保育士確保対策に取り組んでください。



事例9

EV・自動運転化等技術革新への対応【意見】<部局名>経済産業部

経済産業部に対し、次の意見を述べました。

本県の主力産業のひとつである自動車産業では、世界的にEV（電気自動車）化や自動運転などの技術革新が加速していますが、本県は従来型のガソリンエンジンや駆動関連部品など、EV化に伴って不要になる可能性がある部品生産が占める割合が多いため、かなり大きな影響を受けることが予想されます。



平成30年6月に、产学研官が連携し自動車産業をめぐる変化に迅速かつ適切に対応するための研究会を新たに立ち上げたので、県内企業への影響を最小限に抑えられるよう、県の施策等議論を深め、タイミングを失すことなく対策を積極的に推進してください。

事例10

地籍調査の推進【意見】

<部局名>経済産業部

経済産業部に対し、次の意見を述べました。

大規模災害が発生した際、被災地全体の復旧・復興を迅速に行うためには、事前の地籍調査の実施による土地情報の明確化が必要ですが、本県地籍調査の実施状況は、調査対象面積6,692.3 km²に対し、平成29年度末までの実施面積が1,613.0 km²で、進捗率が24.1%と全国平均の51.6%を大幅に下回る状況となっています。



今後は国庫補助を有効活用して市町等が行う地籍調査や地籍整備の促進を図るとともに、県においても独自の官民境界調査事業を実施するなど、被災後の復旧・復興を迅速に行えるよう取組の強化に努めてください。

事例11

建設産業における担い手確保対策、建設現場における生産性の向上の取組の
推進【意見】 <部局名>交通基盤部

交通基盤部に対し、次の意見を述べました。

交通基盤部では、建設産業における担い手確保のため、
産学官連携による建設産業に対する理解促進、建設現場
における労働環境の改善、ICT活用による生産性向上
などに経済産業部と連携を図りながら取り組んでいます。

しかしながら、県内の建設産業就労者の約半数が50
歳以上であることや少子化による労働力人口の減少など
の現状をとらえると継続かつ実効的な取組が依然として
必要であります。

社会資本の整備、災害時における緊急対応等を担う労
働力を確保するため、これまで以上に産学官が危機感を
共有し、働き方改革やICT施工の普及など担い手確保
対策や生産性の向上の取組のより一層の推進に努めてください。



事例12

工事の安全対策の推進【意見】

<部局名>交通基盤部

交通基盤部に対し、次の意見を述べました。

交通基盤部では、建設工事の安全対策目標を「県
工事における死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事
故ゼロ」と掲げ、官民一体の取組を進めています。

平成29年度は、死亡事故はゼロであるものの、
平成28年度の事故件数と比較すると、工事関係者
事故（傷害）、公衆事故（傷害）、公衆事故（物損）
のいずれも増加しており、工事発注件数に対する事故発生率も上昇しています。

県工事事故ゼロの目標を達成するため、建設工事への安全意識の高揚を図り、
安全対策に対する指導及び再発防止の徹底に取り組むとともに、早急により実
効性の高い事故防止対策を講じるなど、建設工事の労働災害及び公衆災害の防
止等の一層の推進に努めてください。



事例13

職員によるPTA会計等の横領及び海外教育協力会会計の不適切な処理事案の発生【指摘】<部局名>教育機関

県立高校の職員は、平成29年10月から平成30年3月までの間、PTA会計及び海外教育協力会会計に係る預金口座から、現金290万円余を不正に引き出し、一部（171万円余）を遊興費等に費消しました。また、当該職員は、平成29年8月、同窓会が海外教育協力会会計に支出した現金20万円を受け取りながら、同会計の預金口座に入金せず使途不明金としました。

当該職員の行為は職員のコンプライアンス意識の欠如により発生したものであり、また、所属においては組織的なチェック体制が十分でなかった点に問題があります。綱紀の厳正保持と倫理意識の徹底が求められます。



改善措置状況は63ページを参照してください。

事例14

特定資産台帳の記載誤り【指摘】

<部局名>財政的援助団体

前回の監査において指摘した事項が改善に結びついておらず、特定資産台帳の記載が誤っていたことにより、「指摘」の監査結果を出しました。

指摘事項が改善されず同様の誤りが発生していたため、改善に向けた取り組みが求められます。



改善措置状況は68ページを参照してください。

11 平成30年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

(1) 定期監査（延べ19箇所19件）

ア 危機管理部（1箇所1件）

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--------|------------|
| 危機情報課 | 平成30年9月27日 |

【監査の結果】

1 監査結果の区分 指摘
2 件名 交通違反（無免許運転）の発生
3 内容 危機情報課の職員は、平成30年1月、浜松市内において、自身の運転免許が失効していることを認識しながら、普通乗用車を運転し、逮捕、起訴された。

【措置の内容】

本件発生後直ちに、危機管理部として幹部職員を集め、部長から逮捕に係る事実報告と、綱紀の厳正保持についての指示を行いました。その上で、各幹部職員から課員に対し、同様の報告及び指示を行いました。

また、部内全所属に対して綱紀の厳正保持の徹底を通知しました。

さらに、同様の事象がないことの確認及び再発防止に向けた意識付けのため、部独自の取組として、所属長、総務課職員、本人のトリプルチェックによる免許証の現物確認を実施しました。

危機情報課においても、臨時の課内会議を開催し、事実報告及び部長からの指示を、課長代理から各課員に対して行いました。

今後も、課内会議などを通じて、交通安全や法令遵守に関する意識の向上について継続的に呼び掛け、再発防止に努めます。

イ 健康福祉部（2箇所2件）

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|------------|------------|
| 東部健康福祉センター | 平成31年2月15日 |

【監査の結果】

1 監査結果の区分 指摘
2 件名 交通加害事故の多発
3 内容 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。

【措置の内容】

職員の交通安全意識の高揚と運転技術の向上を図るため、次の交通安全対策を実施しています。

1 毎月開催する定例部・課長会議において、静岡県安全運転管理協会が発行する月刊誌「安全運転管理しそおか」に掲載されている記事を利用して、副安全運転管理者である総務課長が「危険予測トレーニング」や季節ごとの注意のポイントを解説し、各課長から課員に説明や資料回覧することで、職員全体の安全意識の高揚を図っています。

また、翌月に免許証の有効期限が切れる職員を発表し、各課長が該当職員の免許更新を確認するよう依頼することで、免許証の更新忘れの予防を図っています。

2 所内で発生した事故の状況等をデータベースを通じて全職員に周知し、運転する際の注意点や対策の共有化を図っています。

3 年度当初に携帯用の「交通事故発生時対応マニュアル」を全職員に配布しました。

4 平成29年度以降の公務中及び通勤途上の交通加害事故の事故形態や事故を起こした職員の属性をみると、これまで重点事項としてきた駐車場内やバック時の事故が減少し、若手の職員による運転不慣れや注意力欠如に起因する事故が増加していました。

そこで、各職員の運転適性をチェックし、運転行動の見直しを図るため、平成31年2月の定例部・課長会議において、静岡県安全運転管理協会のホームページに掲載されている教育資料をダウンロードして配布し、各自の運転時の心理や行動をチェックさせ、各職員にあった運転上の注意事項を再認識させることとしました。

5 各種講習会（人事課主催、東部出納室〔東部総合庁舎安全運転管理者〕主催の交通安全研修会・安全運転実技研修会等）への参加を奨励し、多くの職員が参加しています。特に公用車での交通事故を起こした職員に対しては、安全運転実技研修を積極的に受講するよう働き掛けています。

6 公用車で出張する職員に対しての安全運転の声掛け、積雪予報時の公用車出張予定者への注意喚起を行い、事故の未然回避を図っています。

7 東部出納室や支所等に配備されているアルコール検知器により、飲酒運転防止の徹底を図っています。

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 食肉衛生検査所 | 平成30年9月27日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 盗撮及び傷害事件の発生 3 内容 食肉衛生検査所の職員は、平成30年3月、東京の池袋駅において女性のスカートの中を撮影するという盗撮行為を行った。また、それを咎めた男性の左手に噛み付き怪我を負わせ、逮捕された。 | |
| 【措置の内容】 事件発生を受けて、所内全職員に対してコンプライアンス意識の注意喚起を図るとともに、平成30年4月、新規採用職員に対して法律や社会のルールを遵守し、公私にかかわらず県職員としての自覚を持ち、服務規律の厳正な保持に努めるとともに、自らの行動が公務全体の信用に影響を与える可能性があることを意識して、節度ある行動をとるよう伝えました。 懲戒処分発表後、本件について所属職員へ伝達し、綱紀の厳正保持の徹底を改めて指示しました。また、悩み事等があるときは、所属長等又は県の相談窓口へいつでも相談して欲しい旨を伝えました。 今後も引き続き、毎月の所内連絡会等において、コンプライアンス意識の徹底のため注意喚起を行い、ストレスのない風通しの良い職場作りに努めます。 | |

ウ 経済産業部（1箇所1件）

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|---|------------|
| 中遠農林事務所 | 平成30年9月27日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 交通加害事故の多発 3 内容 平成29年度に、公務中及び通勤途上の交通加害事故が4件発生していた。 | |
| 【措置の内容】 交通事故を起こした職員に対し、所長から厳重に注意をするとともに、全職員に交通安全、交通事故防止への注意喚起を行いました。 当事務所の交通安全対策の取組は、中遠総合庁舎安全運転管理者が主催する講習会への参加に加え、平成30年2月から3月にかけて交通事故が連続したことから、当事務所が独自に緊急で交通安全教材を視聴する講習会を3月に開催し、全職員が受講しました。 また、平成29年度の交通加害事故の発生は、運転当事者が20代から30代前半の若手職員であり、運転経験の浅い職員が起こした交通加害事故であったことから、平成30年6月29日に県西部免許センターにおいて、管轄警察署の協力を得て、若手職員等の交通安全講習（運転シミュレーション体験）を実施し、当事務所の主催による交通安全講習会を開催することにより、職員の交通安全意識の一層の高揚を図りました。 今後の防止策として、引き続き交通安全講習会等へ参加するとともに、職員の運転技術向上を図るために、月に1回程度、若手職員等の公用車出張時に、上司が同乗し運転技術の指導を行います。 また、運転中に地図を確認することによる追突事故を防止するため、公用車での出張前に地図で行き先までのルートを確認することを徹底します。 今後も、機会あるごとに交通安全に対する職員の意識啓発を図り、交通事故の再発防止に取り組みます。 | |

エ 交通基盤部（6箇所6件）

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 下田土木事務所 | 平成31年3月27日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 | |
| 2 件名 建設工事現場における重大事故（国道の長期通行止）の発生 | |
| 3 内容 平成30年度に実施した橋梁架設工事において、架設設備を転倒させ、国道を長期間通行止にする重大事故を発生させていた。 | |
| 【措置の内容】 | |
| 事故後直ちに、現場付近の国道136号を全面通行止めにし、迂回路となる県道、町道には案内看板・交通整理人を配置し安全確保を図りました。 | |
| 国道の早期復旧に当たり、施工技術総合研究所、県庁道路整備課、下田土木事務所、受注者からなる検討組織を立ち上げ、現地調査、現場検証を行い、原因究明と復旧工法の迅速かつ適確な検討に努めました。 | |
| 工事再開に当たり、下田土木事務所及び、県庁にてそれぞれ安全管理推進委員会を開催し、再発防止策及び今後の作業手順を確認するとともに、安全教育の強化についての意見をまとめ、これをもとに受注者に指導注意を行い、工事再開前には総括監督員、検査監が現場で再発防止対策や作業手順等を確認しました。 | |
| 事故原因は、受注者が、充分な検証をせずに、当初計画と異なる方法で橋桁を架設したこと、クレーンと橋脚の接続部が不安定な状態となり、門型クレーンの転倒を誘発したことによるものです。また、工法の変更について、県への報告がありませんでした。 | |
| 再発防止対策として、架設計画における受注者の十分な照査及び事前チェック強化を実施し、施工体制の強化を図ったほか、現場管理の徹底のため、受注者には補助技術者（主任技術者相当）を1名増員するよう指示し、施工管理、安全管理などの管理体制を強化しました。 | |
| また、所内の土木技術職員に対して工事現場での安全対策について周知をするとともに、下田建設業協会に対し、「建設工事に係る安全対策について（依頼）」（平成30年5月9日付け下土企第4号）を通知し、協会員への安全対策の徹底の周知を図りました。 | |
| さらには、労働災害防止について、研修会を年度中に3回開催し、管内の施工業者に周知し、同様の事故防止を喚起しました。 | |
| 今後は、計画と異なる施工方法による事故が発生しないように、発注者及び受注者による施工計画書や作業手順書の入念な確認を行い、必要に応じて中間検査を実施します。また、工事着手後速やかに施工計画書に従い作業が行われているか確認し、建設工事現場における事故の発生防止に努めます。 | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 沼津土木事務所 | 平成30年12月5日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 建設工事現場等における第三者事故等の頻発 3 内容 平成29年度及び30年度に実施した建設工事等で第三者事故（物損）が17件、工事等の関係者事故（人身）が4件発生していた。 | |
| 【措置の内容】 | |
| <p>これまで事故防止対策として、主に安全パトロール、安全講習会、現場勉強会、事故情報資料の提供等により受注者に対する指導を行ってきましたが、建設工事等における事故の多発を防止することができませんでした。</p> <p>このため、交通基盤部全体の新たな取組として、本庁工事検査課が中心となり、「工事事故防止行動計画」を策定し、平成30年10月から実施することとしました。本計画においては、建設工事現場等における事故原因の大半が「不注意」によるものであり、これまで「災害リスクに対する想定が不十分であったこと」や「事故の教訓が生かされていなかったこと」への反省から、以下の取組を県と業界団体が一体となって取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策PDCA」を適時に実施 ②各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化 <p>また、平成30年12月に本事務所と三島・沼津建設業協会による意見交換会を行い、工事現場において、第三者事故が労働災害事故に比べて軽視されている傾向があること自体も問題であり、発注者である県が、労働災害事故と同様に第三者事故の発生も重大視していることについて、工事現場の実務担当者に十分に認識させていくことが、今後の重要な課題であるとの認識に至りました。</p> <p>このため、平成31年1月に実施した2回目の意見交換会において、現場担当者に県の第三者事故に対する考え方を理解させる効果的な方法や第三者事故防止に有効な対策の検討を三島・沼津建設業協会に依頼し、平成31年3月初旬までに提言もらうよう要請しました。この提言を受けた後、双方協議のうえ有効な対策案を取りまとめ、順次実施していく予定です。</p> <p>今後は、従前の取組に加え、上記の新たな取組を徹底し、業界団体とも連携を図りながら、建設工事現場等における第三者事故等の発生防止に努めます。</p> | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 静岡土木事務所 | 平成31年3月27日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 建設工事現場における第三者事故等の多発 3 内容 平成30年度に実施した建設工事で第三者事故（物損）が3件、工事等の関係者事故（人身）が2件発生していた。 | |
| 【措置の内容】 | |
| <p>平成29年度までは、事故防止対策として、主に労働基準監督署、建設業協会との合同パトロール、事務所単独の事前通告なしの抜き打ちパトロール、清水港管理局、中部農林事務所と合同の安全講習会により受注者に対する指導を行ってきました。</p> <p>平成30年10月から従前の事故防止対策に加え、交通基盤部全体の新たな取組として、本庁工事検査課が中心となり「工事事故防止行動計画」を策定しました。建設工事現場等における事故原因の大半が「不注意」によるものであり、これまで「災害リスクに対する想定が不十分であったこと」や「事故の教訓が生かされていなかった」ことへの反省から、以下の取組を県と業界団体が一体となって取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策PDCA」を適時に実施 ②各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化 <p>このほか、当事務所で発生した事故の再発防止策を全受注者に送付し、情報共有と注意喚起を図っていましたが、結果として5件の事故が発生してしまいました。</p> <p>このため、事務所独自の再発防止策として、当事務所の監督員及び受注業者を対象に、平成30年度発生した事故の傾向の分析に基づき注意点を周知するとともに、安全意識の向上を図るよう令和元年6月11日に事務所単独の工事事故防止安全講習会を開催しました。また、従前から行っている事務所単独の抜き打ちパトロールについて、月1回の頻度を月2回に増して実施しています。</p> <p>今後も、上記の取組を徹底し、業界団体とも連携を図りながら、建設工事現場における第三者事故等の発生防止に努めます。</p> | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|---|------------|
| 島田土木事務所 | 平成31年2月15日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 建設工事現場等における第三者事故等の多発 3 内容 平成29年度及び30年度に実施した建設工事等で第三者事故（物損）が10件、工事等の関係者事故（人身）が3件発生していた。 | |
| 【措置の内容】 | |
| <p>これまで事故防止対策として、主に安全パトロール、安全講習会により受注者に対する指導を行ってきましたが、水道管の破損や上空占用物を破損した事故等、同様の事故が繰り返し発生することを防止できませんでした。</p> <p>このようなことから、工事事故の発生を抑制するための事務所独自の更なる取組として、次の2項目を実施しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生した事故状況・再発防止策等の情報を、施工中の全ての受注者に対し周知徹底することで、同様の事故が他の現場で発生することを防止する。今後、事故が発生した場合やその他の事故情報があった場合、随時、情報提供する。 ・ 受発注者相互の安全意識向上を図るため、工事及び現場監理業務を伴う業務委託の全てを対象に、安全管理に係る「宣言書」を初回打合せ時に作成し、受発注者双方で工事（業務）完了まで、目のつく場所に保管する。 <p>今後は、上記2項目と平成30年10月から実施している交通基盤部全体の新たな取組である「工事事故防止計画」における各工事の災害リスクを予測し対策を立てる以下の2つの取組。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策PDCA」を適時に実施 ・ 各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化 <p>を徹底し、業者に対して継続的に安全意識の啓発を図り、建設工事及び業務委託における第三者事故等の発生防止に努めます。</p> | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 袋井土木事務所 | 平成30年9月27日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 建設工事現場等における第三者事故等の多発 3 内容 平成29年度に実施した建設工事等で第三者事故（人身及び物損）が8件、工事等の関係者事故（人身）が1件発生していた。 | |
| 【措置の内容】 | |
| <p>工事事故が発生した場合においては、「工事事故対応マニュアル」に基づき、「袋井土木事務所建設工事等安全管理推進委員会」を開催し、事故発生の原因及び再発防止対策について検討し、請負業者に対し、文書注意や指導注意を行っています。また、平成28年度から実施している「工事事故撲滅プロジェクトチーム」による「工事事故対策通信」の配布や掲示、さらに「工事事故を防止するための安全対策の徹底について」と題した文書の配布により、工事事故防止の啓発を行っています。</p> <p>平成30年度からの取組としては、平成29年度において袋井土木事務所の掛川支所が各工事現場の予告なし安全パトロールを月1回実施したことでの事故の発生がなく、工事事故防止対策として大きな効果があったことから、他の工事担当課においても、月1回の予告なし安全パトロールを実施することとしています。さらに、「袋井土木事務所建設工事等安全管理推進委員会」のメンバーによる安全パトロールを月2回実施しています。平成30年度の上半期の実績としては、延べ参加人数114名、162箇所の安全パトロールを実施しています。</p> <p>下半期についても、上記の対策を引き続き実施し、工事事故防止に努めます。</p> | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 浜松土木事務所 | 平成30年12月5日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 建設工事現場における第三者事故等の多発 3 内容 平成29年度及び30年度に実施した建設工事で第三者事故（人身及び物損）が2件、工事の関係者事故（人身）が3件発生していた。 | |
| 【措置の内容】 | |
| <p>これまで事故防止対策として、主に安全パトロール、安全講習会により受注者に対する指導を行ってきましたが、建設工事等における事故の多発を防止することができませんでした。</p> <p>このため、交通基盤部全体の新たな取組として、本庁工事検査課を中心となり、「工事事故防止行動計画」を策定し、平成30年10月から実施することとしました。本計画においては、建設工事現場等における事故原因の大半が「不注意」によるものであり、これまで「災害リスクに対する想定が不十分であったこと」や「事故の教訓が生かされていなかったこと」への反省から、以下の取組を県と業界団体が一体となって取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策PDCA」を適時に実施 ②各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化 <p>また、事務所独自の更なる取組として、「現場に応じた安全対策の明示」や「現場立会時における安全対策の実施状況のチェック」などを行うこととした「事故撲滅活動方針」を定め、所内の全ての土木技術職員に対して周知徹底するとともに、浜松建設業協会の協力のもと、平成30年10月以降の発注工事を対象に取組を実施することを管内の請負業者に対して周知しました。</p> <p>加えて、平成30年12月には、労働基準監督署と本庁工事検査課主催による建設工事の安全に対する基準や安全対策についての所内研修会を実施し、職員の工事事故に対する更なる意識の向上を図りました。</p> <p>なお、従前から事務所単独の安全パトロールや労働基準監督署との合同パトロール、事前通告なしの抜き打ちパトロールを行ってきたところですが、平成30年度からは、通常より頻度を増して実施しています。</p> <p>今後も、上記の新たな取組を徹底し、業界団体とも連携を図りながら、建設工事現場における第三者事故等の発生防止に努めます。</p> | |

才 各種委員会（1箇所1件）

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 収用委員会事務局審理調整課 | 平成30年9月27日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 | |
| 2 件名 交通違反（著しい速度超過）の発生 | |
| 3 内容 平成29年度に、公務外における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。 | |
| 【措置の内容】 | |
| 交通安全対策については、隨時、全職員を対象とした打合せ会等を通じ、交通事故・交通違反の防止等の注意喚起を行うとともに、交通安全対策に係る資料の供覧やセーフティチャレンジラリーへの全職員の参加などの取組を行い、交通ルールの厳守及び交通安全意識の徹底に努めてきました。 | |
| こうした中、今回の交通違反の発生を受け、各職員が資料を準備して、交通事故・交通違反の防止について繰り返し意見交換を行い、また、無事故・無違反を宣言するボードを掲示するなど、改めて全職員が相互に注意を喚起しました。 | |
| 今後も、常日頃から交通安全意識の啓発を図り、職員一体となって再発防止に取り組みます。 | |

力 教育委員会（8箇所8件）

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|---|------------|
| 焼津中央高等学校 | 平成31年2月15日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 | |
| 2 件名 交通違反（著しい速度超過）と交通加害事故の発生 | |
| 3 内容 平成30年6月に、通勤途上における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。また、平成29年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。 | |
| 【措置の内容】 | |
| 今回の交通違反（著しい速度超過）は、日曜日に部活動指導用で自宅から勤務先まで移動したところ、道路が平日より混雑していたため、遅れないよう急いだことにより法定速度を超過したものでした。また、2件の交通加害事故は、本人が注意深く運転すれば防止できたと認められるものです。交通違反、交通加害事故発生時には、本人からの速やかな報告を受け、校長から本人に対して交通安全、交通法規順守について指導を行いました。 | |
| 特に、著しい速度超過を行った当該職員に対しては、校長から、時間に余裕をもって出発すること及び交通法規の順守の徹底について厳しく注意しました。平成30年9月11日、本事案について県教育委員会高校教育課長から校長及び当該職員が指導を受けた後は、9月14日の職員打ち合わせの際、校長から全職員に対して当該違反事案に関する状況説明及び交通法規順守について改めて厳しく注意喚起しました。 | |
| 教職員人事評価制度に係る職員との期首面談時において校長等から全職員に対して交通違反防止等に関して注意喚起を行い、平成30年7月19日開催の校内研修でも交通事故削減をテーマとして実施したところですが、こうした事態を受けて、教職員人事評価制度の期末面談の際にも改めて、個々の職員に対して交通違反防止等の注意喚起をしました。 | |
| また、職員会議、朝礼等において、校長、副校長から改めて全職員に対して事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講を厳しく促し、現在、受講率100%を達成しています。 | |
| さらに、交通違反、交通事故等の職員の不祥事案件に係る通知が発出される都度、職員会議、朝礼等において当該案件に係る通知等を全職員に配布し、コンプライアンスについて注意喚起しています。 | |
| 平成31年2月15日に監査結果の申し渡しを受けた後は、2月20日に臨時職員会議を行い、校長から当該監査結果の報告及びコンプライアンスについて改めて厳しく注意喚起しました。 | |
| 平成31年度には、4月の第1回職員会議において、転入者を含む全職員に対して平成30年度の交通違反等の発生状況を説明し、厳重注意を促します。 | |
| また、交通違反防止等をテーマとした校内研修の実施、職員室出入口及び職員昇降口への無事故無違反メーターの設置等、他所属における取組も参考にし、本校でも取り入れていきます。 | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 掛川西高等学校 | 平成30年6月28日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 交通加害事故の多発 3 内容 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。 | |
| 【措置の内容】 | |
| <p>校長から、当該職員への厳重注意と指導を行いました。</p> <p>また、平成30年度は、安全運転に対する職員一人ひとりの意識改革を図るため、以下のような取組を実施し、交通事故の未然防止に努めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年4月の職員会議において、交通事故ゼロに向けて学校全体で取り組むよう、改めて意識の徹底を図りました。 2 平成30年5月に保険会社による自動車事故削減講習会を職員研修として実施しました。 3 県教委の事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）について、毎月の配信があった都度、朝の打合せにて受講を指導しました。 4 平成30年7月の職員会議で、教育委員会から発出された「綱紀の厳正保持及び交通安全意識の徹底について(通知)」に基づき、副校長から交通ルールの遵守と事故の未然防止の重要性を周知・徹底しました。 5 平成30年7月、職員室内に、校内で交通加害事故が何日起きていないかを表す「無事故メーター」を設置し、無事故目標達成の見える化を図りました。 6 平成30年7月、職員室内に、学校周辺の自動車事故発生箇所を示した交通事故発生状況マップ（県警HPより作成）を掲示し、事故多発地点では自動車の運転に特に注意するよう呼びかけました。 7 静岡県くらし交通安全課が実施している「交通安全わんクラブ」への登録を職員に呼びかけ、送付されるメールマガジンにより、交通安全に関するタイムリーな情報入手を図りました。 8 飲酒運転防止のため、教育委員会から配布された「アルコール検知器」を職員室に配置し、飲酒を予定している職員に貸し出しました。 9 平成30年7月の「夏の交通安全県民運動」の実施に合わせて、静岡県交通安全対策協議会が発行する「交通安全だより」を学校掲示板にアップし、交通安全運動への協力を促しました。 10 下校(終業)時に、当日の戸締り当番が「お帰りの際は、交通ルールを守り事故を起こさないように注意して帰宅してください」と校内放送を行い、帰宅時の注意喚起を行いました。 11 職員の靴箱に「交通事故に気をつけ安全運転で通勤しましょう！」のラベルを貼り、通勤時の安全運転を呼びかけました。 | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 浜松湖南高等学校 | 平成30年9月27日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 | |
| 2 件名 通勤途上における交通違反（著しい速度超過）と交通加害事故の発生 | |
| 3 内容 平成30年3月に、通勤途上における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。また、平成27年度から29年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。 | |
| 【措置の内容】 | |
| <p>今回の交通違反（著しい速度超過）は、帰宅途中に発生しましたが、予定通りに学校を出ることができず、急いでいたために発生した違反であり、ゆとりのある行動をしていれば防ぐことのできたものです。また、交通加害事故については、いずれも本人の不注意により発生したもので、これらについても本人が十分に注意をしていれば防ぐことのできたものです。</p> <p>交通違反、交通加害事故発生時には、本人からの速やかな報告を受け、その後、本人に対して、所属長より交通安全について指導を行いました。</p> <p>交通違反に対しては、不祥事根絶取組計画に基づき、平成29年度は年間3回、職員会議において交通安全に関する研修会を行いました。平成30年度も年間3回計画し、4月、7月の2回実施しました。また、朝の職員打合せや、長期休業前の職員会議等において、随時、県教育委員会が発行しているコンプライアンス通信「信頼にこたえる」や、「教職員交通安全ニュース」を活用し、交通安全に関する呼びかけを行っています。</p> <p>また、交通安全については、平成29年度から導入された事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）を活用しています。本校では、職員で声を掛け合い積極的に活用し、今年度は、4月から8月においては100%の実施ということで、全職員が活用しました。9月以降においても、100%に近い活用率となっています。</p> <p>今後も、定期的な研修の実施、交通事故防止に関する資料を活用した注意喚起等により、交通安全意識の向上に努めていきます。時間にゆとりを持った通勤、出張について、職員間で声を掛け合い、交通違反、交通事故の防止について徹底していきます。</p> <p>また、交通安全標語の掲示や、無事故メーターの設置等、他所属における取組も参考にし、本校でも取り入れていきます。</p> | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|---|------------|
| 袋井特別支援学校 | 平成30年12月5日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 | |
| 2 件名 交通加害事故の多発 | |
| 3 内容 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。 | |
| 【措置の内容】 | |
| <p>平成29年度に起きた交通加害事故は、すべてが教職員の不注意によって起きたもので、十分に安全確認を行っていれば、事故は起きたものと考えています。このことを校長が直接当事者に伝えて反省を促しました。</p> <p>全教職員に対しては、事故の状況や発生原因等を伝達しました。また、校長会等で情報提供のあった事故等について紹介を行い、注意喚起しました。それ以外に、以下の対策を実施しました。</p> | |
| 1 意識の啓発 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度以前から行ってきた「交通安全チェックシート」を活用したセルフチェックや、交通安全自己目標の設定、交通安全ひやりハット紹介（2週に一度程度）を実施しました。 平成30年12月4日（火）に、県教育委員会から受領したコンプライアンスに関する資料を校内の電子掲示板に掲載し、全教職員が各自のパソコンで参照できる体制を整備しました。 平成30年12月6日（木）の校内交通安全委員会で、職員一人一人が当事者意識を持って交通事故防止を心掛けているように、12月と2月の校内研修の実施方法について検討しました。 | |
| 2 外部の知識を活用 | |
| <p>平成30年2月の校内コンプライアンス委員会で、職員の交通事故撲滅を議題とし、学校評議員やPTA本部役員から職場の取組や職員の意識改革等について助言をいただき、チェックシートの改善等を行いました。</p> | |
| 3 「交通事故Oボード」の掲示 | |
| <p>平成29年度以前から行ってきた「交通事故Oボード」等の取組を平成30年度も継続し、平成30年12月6日現在で、職員室前の交通事故Oボードの掲示が147日を示しています。</p> | |
| 4 事故削減プログラムの活用 | |
| <p>事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講を強力に推奨しました。職員からは「運転中にプログラムの映像を思い出して事故を回避できました。」「プログラムのケースと同様の危険箇所が通勤経路にあるので役立っています。」等の意見があり、効果が表れてきています。</p> | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 東部特別支援学校 | 平成31年2月15日 |
| 【監査の結果】 | |
| <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 交通違反（酒気帯び運転）の発生</p> <p>3 内容 東部特別支援学校の教諭は、平成30年10月、通勤途上において酒気帯びの状態で乗用車を運転し検挙された。</p> | |
| 【措置の内容】 | |
| <p>1 交通規則遵守について職員全体への注意喚起</p> <p>(1) 本人より交通違反（酒気帯び運転）の報告があった翌日、朝の打ち合わせにおいて、校長から職員に事案の概況説明があり、飲酒運転再発防止の注意喚起をしました。また、事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の完全実施を指示しました。</p> <p>(2) 県教委の懲戒処分が決まった当日、緊急の打ち合わせを設け、校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起を行いました。</p> <p>(3) 平成30年12月、臨時職員研修「飲酒運転撲滅研修」を行い、職員の意識化の徹底を図りました。</p> <p>(4) 平成30年12月、年末の交通安全県民運動にあわせ、職員会議で管理職より注意喚起を行いました。</p> <p>(5) 監査結果公表後の朝の打ち合わせで、校長から定期監査で「指摘」の結果になったことを職員に伝え、交通事犯根絶及び安全運転意識の向上について注意喚起をしました。</p> <p>2 本人への指導</p> <p>(1) 交通違反（酒気帯び運転）の報告があった翌日より、本人を自宅待機とし、管理職が家庭訪問を行いました。本人の状況を確認しながら配偶者を交え、処分が決まるまでの在り方について話し合いを行いました。</p> <p>(2) 停職処を受けた後日、本人を学校へ呼び、復帰までの期間をどのように反省し、自分を顧みるかなどについて指導をしました。自己を顧みる記録を取り、1週間単位で学校へ提出するよう指示しました。また、月ごとの事故削減プログラムを自宅で行うよう指示しました。</p> <p>(3) 平成30年12月末、再度家庭訪問を管理職が行い、反省の度合いを確認しました。自己内省し日常生活を過ごすこと、教師として専門性を高めるための時間を過ごすことなど再度指導しました。</p> <p>3 今後の防止策</p> <p>(1) 平成31年4月から、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して安全意識の向上を図ります。また、通勤途上の危険箇所の確認を個々に行い、安全運転自己目標を記載し、常に意識できるよう机上に掲示します。</p> <p>(2) 平成31年度当初の職員会議で、校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をします。</p> <p>(3) 事故削減に向けた月目標を決め、職員室に掲示し、職員の意識化を高めるようにします。</p> <p>(4) 平成31年度、定期的に不祥事根絶月間を設け、全体事例研修を実施します。また、各学部において不祥事根絶に向けた自主研修を行います。</p> <p>(5) 静岡県警察本部、静岡県教育委員会等から提供される交通安全に関する情報を朝の打合せや学校掲示板でタイムリーに伝えて、交通安全意識の向上を図ります。</p> <p>(6) 事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の100%完全実施を行います。</p> <p>(7) 県の交通安全運動期間、年度始め、学期始めなど区切りの時期には、管理職が交通安全、法令順守について指導し、職員の意識低下を防ぎ、再発防止に努めます。</p> <p>(8) 交通加害事故が何日起きていいかを表す無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。</p> | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|---|------------|
| 県立特別支援学校、校名は非公表 | 平成30年12月5日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 | |
| 2 件名 セクシュアル・ハラスメント行為の発生 | |
| 3 内容 県立特別支援学校の教諭は、平成30年7月、職場の宴会の席上及び帰宅途中の同僚の自家用車内において、複数の女性教員に対して、胸、太腿、頬などの身体に触るなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行った。 | |
| 【措置の内容】 | |
| <p>事案発生後、被害職員からの相談及び関係職員への聴取を通して明確になった発生原因、職場の課題について、校長を中心となって整理を行い再発防止策等の検討を行いました。その結果、セクシュアル・ハラスメント行為に対して、断るとこわいから言いにくい等のパワーハラスメント的要素があること、周囲の職員に相談しにくいこと、行き過ぎた行為に対して同性の教員がブレーキをかける意識が希薄であったり、気持ちはあってもブレーキをかけにくかったりする状況があったこと、また、事案が管理職まで上がりにくいという課題があることが明らかになりました。</p> <p>のことから、次の取組を実施することで、再発防止に努めています。</p> | |
| 1 ハラスメント対策 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成30年8月30日には当該職員の所属する学部の学部会において、平成30年10月18日には臨時の職員打合せにおいて、再発を防止するため高い人権意識を持って教育活動を行っていくことを指導しました。 平成30年10月の校内研修では、「相手の立場や気持ちを考えて、自分自身を見つめ直す」をテーマにセルフチェックを行いました。自身の取組を客観視して振り返る機会になりました。 | |
| 2 相談しやすい環境づくり | |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成30年8月29日には管理職及び学部主事の会議において、風通しのよい職場環境づくりのため、職員への目配りや気配りを積極的に行い、職員の話を聞く状況づくりを確認しました。 平成30年11月12日、校内コンプライアンス委員会を実施しました。不祥事根絶の取組や再発防止対策を議題とし、学校評議員から下記の助言をいただき、指導に活かしています。 | |
| <助言> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 職員の心に響くような問い合わせが必要。 職員一人一人の話をじっくり聞く場を設定する必要がある。(これを見て、平成30年12月、気になる職員への声掛けや別室での相談等を増やした。) 職員同士が業務や教育活動のこと以外で話し合える場をつくると有効である。 | |
| 3 報告・連絡・相談体制の強化 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 上記1及び2の再発防止を講じる中で、併せて報告・連絡・相談体制の強化を指示しました。今後も、人事評価面談の場を活用するなど、職員一人一人の話をじっくり聞きながら、ハラスメントのない学校の基礎を築いていきます。 | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 中部の県立高等学校、校名は非公表 | 平成31年2月15日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 | |
| 2 件名 わいせつ行為の発生 | |
| 3 内容 中部の県立高等学校の臨時講師は、平成29年11月頃から平成30年2月頃の間、勤務校の女子生徒1人に対し、わいせつ行為を行った。 | |
| 【措置の内容】 | |
| 1 事案発覚後、翌日（平成30年2月9日）の朝の打合せにおいて、校長が職員に対し、次の(1)から(3)のとおり改善措置をしました。 | |
| (1) 今回の不祥事を教訓とし、改めて不祥事根絶への高い意識を保つことを要請しました。 | |
| (2) 教育活動における生徒との接し方について | |
| ア 生徒との私的な携帯電話やメール、LINE等のやり取りをしないこと。 | |
| イ 生徒を自家用車に乗せることは厳に慎むこと。 | |
| (3) 職場内のコミュニケーションを活性化させ、職員間の意見交換や上司への相談等が円滑に行われる環境づくりに努めること。 | |
| 2 平成30年3月の不祥事の公表後に(1)から(5)の研修等を実施しています。 | |
| (1) 平成30年3月26日の職員会議にて、副校長が懲戒処分の公表について資料を配布し、県教委作成のコンプライアンス資料「信頼にこたえる」を用いて、生徒との接し方について職員一人一人が自分のこととして行動を振り返る機会を設けました。 | |
| (2) 平成30年4月3日の職員会議にて、校長から、教育に携わる者としての使命と責任について、本校の目指す姿とともに訓示し、職員の意識の向上を図りました。 | |
| (3) 平成30年4月27日の職員会議にて、副校長が「平成30年度不祥事根絶取組計画」を示し、年間を通して職員一丸となって不祥事根絶に取組むことを確認しました。 | |
| (4) 不祥事根絶推進月間の6月の職員会議において、コンプライアンス啓発資料「信頼にこたえる」を活用してグループワークを行いました。特に、不祥事を未然に防ぐため、一人ひとりに何かできたことは無かったかを議論しました。 | |
| (5) 県から懲戒処分の公表がある度に、直近の職員会議において、懲戒処分の公表及びコンプライアンス通信を全職員に周知し、綱紀粛清を図っています。 | |
| 3 不祥事根絶に向けて継続的に(1)から(5)の取組をしています。 | |
| (1) 管理職による職員との年3回の面談を通して、職員が相談しやすい環境づくりをしています。 | |
| (2) 管理職が日頃から職員の様子を観察し、表情や言動、勤務の状況等を確認しています。気になる職員には管理職から適切な声掛けを行い、会話を交わして気軽に話せる雰囲気作りにも心掛け、職員を孤立させてしまわないようにしています。 | |
| (3) 毎月、コンプライアンス委員（運営委員）による不祥事チェックを行い、情報交換するとともに、職員会議で全職員に結果を周知しています。また、コンプライアンス委員以外の全職員も不祥事チェックの報告を随時上げられる体制を整えています。 | |
| (4) 毎月の職員安全衛生委員会内で職員メンタル健康チェックを行い、職員の心身の健康管理を行っています。 | |
| (5) 2ヶ月に1回「相談室便り」の定期的発行を通じて、生徒への積極的な広報と、相談しやすい環境作りに努めています。 | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|---|---|
| 中部の県立高等学校、校名は非公表 | 平成31年2月15日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 | 指摘 |
| 2 件名 | わいせつ行為及び部費の私的費消の発生 |
| 3 内容 | <p>中部の県立高等学校の教諭は、平成30年7月頃から10月頃の間、度々、勤務校の女子生徒1人に対し、校内でわいせつ行為を行った。</p> <p>また、自ら顧問を務める部活動において、平成30年6月以降、生徒保護者から現金で集めた部費336,000円を、学校で管理している預金口座に即座に入金せず、職員室の机で漫然と保管し、結果として、うち192,000円を私的に費消した。</p> |
| 【措置の内容】 | |
| 1 平成30年10月25日の職員会議において、校長が職員に対し、次のとおり指示しました。 | |
| (1) 教育活動における生徒との接し方について | <p>ア 必要な距離を保つこと。</p> <p>イ 連絡方法の適切な使用を遵守すること。生徒との個人的な電話やメール、LINE等のSNSのやり取りをしないこと。</p> <p>ウ 指導する場所、時間に注意し、生徒への個別指導を行う際は、密室となるような場所は使用しないこと。職員間で情報共有し、複数人で対応すること。</p> |
| (2) 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、安全、危機管理の観点から密室を作らないように、風通し、見通しの良い学校を目指すこと。 | |
| (3) 原則、生徒からの徴収金等は預金口座に速やかに入金すること。やむを得ず現金を保管する場合は、事務室の金庫に預けること。また、職員個人の現金についても、職員室の机等で漫然と保管しないこと。 | |
| 2 不祥事根絶に向けた研修等の実施について | |
| (1) 平成30年10月16日の職員研修にて、外部講師によるハラスメント予防として主にパワハラ、セクハラ防止に関する研修を実施し、職員の意識の向上を図りました。 | |
| (2) 平成30年10月25日、11月26日の職員会議にて、副校長が県教委作成のコンプライアンス資料「信頼にこたえる」「不祥事根絶に向けて」等を用いて、「不祥事根絶研修」を実施しました。「わいせつ行為・セクハラ防止チェックポイント」を配布し、職員各自の行動をチェック方式で確認することで、不祥事根絶の自覚を高めました。 | |
| (3) 平成30年11月26日の職員会議にて、事務長が「学校徴収金マニュアル」に基づく会計処理を徹底するよう再度、説明しました。特に現金の扱いについて、原則、職員が現金を扱わないこと、やむを得ず現金を保管する場合は事務室の金庫に預けるよう注意喚起しました。 | |
| (4) 懲戒処分が報告された都度、直近の職員会議で職員に周知し、綱紀凜清を促しています。 | |
| 3 再発防止に向けた校内環境づくりについて | |
| (1) 副校長又は教頭が、放課後など隨時校内巡回を行い、職員が生徒と1対1になるような状況をつくらせない環境を作りました。 | |
| (2) 管理当番(教員)が校舎の施錠に回る時に、生徒の居残り状況を管理当番日誌に記入した上で、副校長又は教頭に報告することを徹底しました。 | |
| (3) 準備室等が密室とならないよう、事案後すぐに出入口ドアの窓ガラスの貼紙を撤去し、平成31年2月6日までに、全ての準備室等のくもりガラスを透明ガラスに取替えて、廊下から室内が見渡せるように改善しました。 | |
| (4) 平成30年11月に職員の鍵の貸与状況調査をするとともに、職員室で管理している準備室等の鍵の管理方法を見直し、鍵の管理の徹底を図りました。 | |
| (5) 毎月、コンプライアンス月報を発行し、不祥事の早期発見及び情報の共有を図っています。 | |
| 4 適正な会計処理の徹底について | |
| (1) 全ての部活動について、部活動費の調査を実施し、部費の徴収金額及び徴収方法、会計手続きの状況を把握した上で、会計担当者に対し個別に指導しました。 | |
| (2) 「学校徴収金マニュアル」に基づき、部費についても平成30年度から学期毎に事務長が出納簿・証拠書類・通帳・保護者あて通知を確認することとしました。(1学期分:9月に確認済、2学期分:2月に確認済) | |
| (3) 事案発生後、当該部活動費については、部費の現金徴収を廃し、口座振込に一本化しました。その他の部活動についても、現在検討をしています。 | |
| 5 今後の対応 | 今後も、本事案発生前からの取組に加え、上記の対応を継続し、不祥事根絶の取組を続けて参ります。 |

(2) 隨時監査（5箇所6件）

ア 教育委員会（3箇所3件）

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|---|---|
| 磐田農業高等学校 | 平成31年2月15日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 | 指摘 |
| 2 件名 | 職員によるPTA会計等の横領及び海外教育協力会会計の不適切な処理事案の発生 |
| 3 内容 | 磐田農業高等学校の職員は、平成29年10月から平成30年3月までの間、PTA会計及び海外教育協力会会計に係る預金口座から、現金2,901,932円を不正に引き出し、一部（1,710,332円）を遊興費等に費消した。また、当該職員は、平成29年8月、同窓会が海外教育協力会会計に支出した現金200,000円を受け取りながら、同会計の預金口座に入金せず使途不明金とした。 |
| 【措置の内容】 | |
| PTA会計、海外教育協力会会計の不適切な処理が判明し直ちに教育委員会事務局へ報告し、警察へ相談をするとともに、PTA臨時運営委員会を開催し、内容についての説明と謝罪をし、告訴について報告しました。また、緊急の職員会議を開き、校長から全職員に公金等の取扱い及びコンプライアンスについて再確認をしました。その後臨時保護者会、臨時集会を実施し保護者と生徒へ説明をしました。 | |
| なお、下記のとおり再発防止策をとり、PTA会計等事務について適正な会計管理を徹底するように努めています。 | |
| 1 | 印箱を鍵付きのものに変更し鍵の管理者は事務長と副校長とし、印鑑の厳正な管理。 |
| 2 | 稟議に基づく入出金のチェックを徹底し、証拠書類、帳簿の月次チェックを翌月15日までに実施。 |
| 3 | 教職員のコンプライアンスについて、平成30年度不祥事根絶取組計画に基づき、全職員に対し会計処理に関する研修を年3回実施。今後も年2回以上実施。 |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 東部の県立高等学校、校名は非公表 | 平成31年3月27日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 | |
| 2 件名 わいせつ行為の発生 | |
| 3 内容 東部の県立高等学校の教諭は、平成30年の1月上旬、8月上旬及び下旬、10月下旬に行われた、顧問をしている部活動の合宿や大会の際に、宿泊していた各ホテルの部屋において、毎回、部員である1人の特定女子生徒と2人きりとなり、身体接触を伴う不適切な指導を行うとともに、指導に乗じてわいせつ行為を行った。 | |
| 【措置の内容】 | |
| 平成31年2月5日、「コンプライアンス委員会」を行い、本校の再発防止の取組みについて説明し、外部の方からの意見をいただきました。 | |
| 本件は、顧問教諭が生徒の人権を軽んじてわいせつな行為に及んだこと、さらに教職員が、わいせつ行為を絶対に防止するという組織となっていなかったことに原因があります。このことを受け、令和元年度から次の取組みを実施することにより、再発防止に努めてまいります。 | |
| 1 「不祥事根絶取組計画」を見直し、全教職員一人ひとりが考え、意見を出し合う研修を計画します。 | |
| 2 全ての教職員及び生徒が、人権に対する高い意識を持つことを目指し、生徒一人ひとりの人権を尊重することの大切さについて、教員と生徒がともに学ぶ講演会を実施します。 | |
| 3 教職員研修会や、授業改善のための授業参観等において、教科・分掌外の事でも、お互いに意見を言い合える場をつくり、それらを通して「風通しのいい職場環境づくり」に取組みます。 | |
| 4 学年主任、課長等、集団をまとめる教員から、定期的な教員情報の把握を行います。 | |
| 5 部活動の活動状況や、教職員一人ひとりの業務量・遂行状況を、管理職が月一回確認し、働き方について助言し、面談する機会を作り、個人的な悩みや問題の把握に努めます。 | |
| さらに、特定の生徒に偏った指導がされていないか、生徒の不公平感がないか情報収集をします。 | |
| 6 教育相談が必要な生徒に対する、職員の窓口を広げる取組み（教科、生活、部活動、進路等の面接の実施）を行います。 | |
| 7 コンプライアンス委員会、学校評議員会、PTA等外郭団体に情報発信をし、外部の視点から学校教育活動（特にコンプライアンスの取組み）についての意見を求め、改善に努めます。 | |
| 8 学校行事、業務の見直しを行い、多忙化の解消を図り、お互いに意見交換ができる余裕を生み出します。 | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 西部の県立高等学校、校名は非公表 | 平成31年3月27日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 生徒へのセクシュアル・ハラスメント行為及び不適切な行為の発生 3 内容 西部の県立高等学校の教諭は、平成29年8月、自身が顧問を務める部活動の合宿中に、女子生徒1人に對し、深夜にLINEで呼び出し、合宿所の食堂付近において、自分が飲んでいた酒を飲ませ、女子生徒を抱きしめる、太ももに触るなどのセクシュアル・ハラスメント行為等を行った。 さらに、平成30年8月、同部活動の別の女子生徒に対し、執拗にLINEで映画に誘う、合宿中の深夜にLINEで呼び出す、酒の画像を送るなどの不適切な行為を行った。 | |
| 【措置の内容】 | |
| 1 平成30年12月6日、緊急職員会議で校長から処分内容及び自主退職に至る経過を説明し、生徒や保護者の信頼を得る積み重ねをしているかの振り返り及び信頼を高めるためどうすればいいかを考えるよう教職員に求めました。 2 平成30年12月19日の職員会議では、本校で実際にあったヒヤリハット事例を挙げ、日頃の何気ない行為に潜む危険性を指摘し、各自の意識向上を図りました。また、今回の事案が「慣れ」「独善」「錯覚」によるものと分析をし、教職員自身の振り返りと日常において自戒をすることを求めました。 3 平成31年1月25日の職員会議では、「生徒の信頼を得て生徒の力を伸ばすには」をテーマに教員側の姿勢の在り方、授業の大切さを再確認し、各自の意識向上と実践を求めました。 4 朝の打合せ等で他の懲戒処分事案を取り上げ、コンプライアンス通信「信頼にこたえる」を配布し、不祥事根絶に対する教職員の意識の高揚を図るとともに、綱紀の厳正保持に努めました。 5 平成31年4月3日、新年度にあたり、教職員の異動もあったことから、職員会議で昨年度の事案について概要を説明しました。また、事案発覚以来、どのような対応（生徒たちを守るために教職員への指示、振り返りと意識の向上、日頃の行為に潜む危険性の具体的な共有、教育の重要性の再確認及びお互いを大切にする雰囲気づくりと規範意識の向上）を積み重ねてきたかを具体的に確認し、その継続を教職員に改めて求めました。 | |

イ 警察本部（1箇所2件）

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|---|------------|
| 警務部監察課 | 平成30年6月28日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 窃盗事案等の発生 3 内容 警察本部警備部警備課に勤務する警察官は、平成28年7月、浜松市内の民家において女児の水着1着ほか5点を、平成29年7月、静岡市内の中学校において、生徒所有の水着等6点を中のバッグ1個を窃取した。また、平成29年11月、静岡市内の自宅において児童ポルノDVDを所持していた。 | |
| 【措置の内容】 | |
| (発生所属における措置) | |
| <ul style="list-style-type: none"> 課員の逮捕事案を受け、直ちに補佐以上会議を開催し、課長から補佐以上に対し、非違事案の再発防止、県民の信頼回復に向け着実かつ基本に徹した職務執行及び多角的な身上把握の徹底について指示しました。 課長等から課員に対し、適正な職務執行及び警察職員としての倫理観の保持などについて職務倫理教養を実施しました。 係別の検討会を実施し、当該非違事案に係る原因や反省点、更には再発防止策について検討を行いました。 課長等による個人面接を実施し、課員の身上把握・指導に努めました。 | |
| (警察本部における措置) | |
| <ul style="list-style-type: none"> 若手警察職員への身上把握・指導の徹底に関する警察本部長通達を発出し、所属单位で30歳未満の警察職員約1,400人に対する個人面接及び集団討議形式の教養等を実施しました。 | |

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|---|------------|
| 警務部監察課 | 平成31年3月27日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 | |
| 2 件名 交通違反（酒気帯び運転）の発生 | |
| 3 内容 県中部の警察署に勤務する警察官は、平成31年1月、出勤後のアルコール検査により、通勤途上において酒気帯びの状態で自動車を運転していたことが判明し、検挙された。 | |
| 【措置の内容】 | |
| (警察本部における措置) | |
| 警察本部監察課が次の措置を執り再発防止に努めています。 | |
| ・ 全職員に向けた通達の発出 飲酒運転防止に向けた全職員の意識高揚を徹底するよう本部長通達を発出しました。 | |
| ・ 身上把握の徹底 飲酒の習慣のある職員（特に中高年職員）及び飲酒習慣のない職員（特に若手職員）に対し、それぞれの特性に応じた個別具体的な面接指導を実施し、身上把握に努めています。 | |
| ・ 人事管理の徹底 人事管理情報を活用し、健康状態・飲酒習慣から飲酒トラブルを起こす可能性のある職員を抽出し、幹部による注意指導を実施するなど人事管理の徹底を図りました。 | |
| ・ 隨時監察により、各施策の浸透状況について検証を行っています。 | |
| (発生所属における措置) | |
| ・ 署長から直接退職者に対して、退職前教養を実施し意識高揚の徹底を図りました。 | |
| ・ 署幹部に対し、規律の厳正な保持・基本の厳守・身上把握・指導の徹底を指示し、部下の指導教養を徹底しました。 | |
| ・ 各課、交番等の代表者で構成する土気高揚委員会・交通安全会を開催し、「退職・昇任・異動」により非違事業の発生やすい時期であることから、職員相互による注意喚起及び声掛けを実施し意識付けを図りました。 | |
| ・ 全体教養時や朝会等を利用し、全署員を対象に「飲酒上の非違事業防止」の再徹底に関する指導教養を実施し、再発防止に全力を挙げています。 | |

ウ 機関名非公表（1箇所1件）

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|---|
| 機関名非公表 | 平成31年3月27日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 | 指摘 |
| 2 件名 | 職場内秩序を乱す行為（暴言）の発生 |
| 3 内容 | 県の出先機関の職員は、平成29年1月から3月上旬までの間、所属長として、部下職員（1名）に対する業務上の指導をする際、パワーハラスメントに該当する不適切な言動により当該職員に精神的苦痛を与えた。 |
| 【措置の内容】 | |
| 所管する部では、これまで、部長代理、政策管理局長（平成30年度は管理局長）及び総務課長（平成30年度は総務監）等が陪内出先機関に訪問し、課長以上の職員との意見交換会や「コンプライアンス通信」の活用の周知等により、年間を通してコンプライアンス意識の徹底を図ってきたところです。 | |
| 今回の事案発生後は、管理職等職員の会議においてハラスメント防止の徹底を指示したほか、部独自の取組として、職員が直接、本庁総務課長へ匿名で連絡できるハラスメント相談窓口を設置し、部内全職員に周知するとともに、ハラスメント事案も含め不祥事防止のため管理監督者が日頃から心掛けるべき点等について認識を深めるリスクマネジメント研修を実施しました。 | |
| また、部内出先機関との意見交換会の場においても、ハラスメント防止意識の徹底について、改めて注意喚起するとともに、「風通しのよい職場づくり」を目的に、課・班ミーティング実施の呼び掛け等を行いました。 | |
| 職場内秩序を乱した職員の懲戒処分後においても、直ちに、臨時の局長会議や次長・総務課長会議を開催し、綱紀の厳正保持に係る通知、県で作成した「パワーハラスメントの防止等に関する指針」と併せて、再度、相談窓口のちらし等を配付し、パワーハラスメントのない職場づくりに努めるよう所属職員に対する周知徹底及び問題が発生した場合の迅速な対応について指示しました。 | |
| そのほか、地方公務員災害補償基金静岡県支部が開催した「パワーハラスメント防止研修会」に部内の管理職等職員を出席させ、パワーハラスメントのための知識の習得に努めるとともに、年度始めの平成31年4月には、部長から部内全職員への一斉メールにより、職員が相談しやすい「風通しのよい職場づくり」について改めて周知しました。 | |
| 今後も、出先機関とのコンプライアンス意見交換会により、ハラスメント防止対策に対する意見交換や、新たに「ハラスメントを許さない3原則」の作成・活用、ハラスメントチェックリストによる自己点検、部内研修等を実施し、ハラスメント撲滅に向けて部全体で取り組んでいきます。 | |

(3) 財政的援助団体等（1箇所1件）

文化・観光部所管（1箇所1件）

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 公益財団法人 静岡県文化財団 | 平成30年12月5日 |
| 【監査の結果】 | |
| 1 監査結果の区分 指摘 | |
| 2 件名 特定資産台帳の記載誤り | |
| 3 内容 前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、特定資産台帳の記載が誤っており、台帳残高が貸借対照表残高と一致していなかった。 | |
| 【措置の内容】 | |
| 特定資産台帳の記載誤りについては直ちに修正し、台帳残高を貸借対照表と一致させました。今後は、特定資産ごとに専用の預金通帳で管理し、特定資産台帳に出納員の照合印欄を設けます。 | |
| また、特定資産に異動があった場合は、出納員が預金通帳残高と特定資産台帳残高を照合し、再発を防止します。 | |

第3 年度別の指摘等の状況一覧

(1) 総括表

| 年度 | 監査種別 | 実施箇所 | 指摘等の箇所 | 指摘等の件数 | 指摘 | | | | 注意 | | | |
|----|----------|------|--------|--------|------|------|------|----|------|------|------|----|
| | | | | | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 |
| | | | | | | | | | | | | |
| 26 | 定期監査 | 468 | 164 | 273 | 1 | | 19 | 20 | 24 | 13 | 53 | 90 |
| | 隨時監査 | 6 | 0 | 0 | | | | 0 | | | | 0 |
| | 行政監査(注1) | 5 | 3 | 5 | | | | 0 | | | | 0 |
| | 財援団体等 | 46 | 11 | 13 | | | | 0 | 6 | | | 6 |
| | 総計 | 525 | 178 | 291 | 1 | 0 | 19 | 20 | 30 | 13 | 53 | 96 |
| 27 | 定期監査 | 465 | 183 | 290 | 1 | 1 | 25 | 27 | 24 | 10 | 58 | 92 |
| | 隨時監査 | 7 | 2 | 2 | | | | 0 | 2 | | | 2 |
| | 財援団体等 | 47 | 7 | 11 | | | | 0 | 3 | | | 3 |
| | 総計 | 519 | 192 | 303 | 1 | 1 | 25 | 27 | 29 | 10 | 58 | 97 |
| 28 | 定期監査 | 467 | 186 | 281 | | | 17 | 17 | 27 | 6 | 35 | 68 |
| | 隨時監査 | 7 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | | | | 0 |
| | 財援団体等 | 47 | 19 | 30 | | | | 0 | 12 | | | 12 |
| | 総計 | 521 | 206 | 312 | 0 | 0 | 18 | 18 | 39 | 6 | 35 | 80 |
| 29 | 定期監査 | 470 | 160 | 215 | 1 | 3 | 18 | 22 | 13 | 8 | 26 | 47 |
| | 隨時監査 | 12 | 4 | 5 | | | 3 | 3 | | 1 | | 1 |
| | 財援団体等 | 52 | 7 | 8 | | | | 0 | 1 | | | 1 |
| | 総計 | 534 | 171 | 228 | 1 | 3 | 21 | 25 | 14 | 9 | 26 | 49 |
| 30 | 定期監査 | 469 | 152 | 227 | | 6 | 13 | 19 | 6 | 9 | 33 | 48 |
| | 隨時監査 | 22 | 12 | 12 | | | 6 | 6 | | 1 | 3 | 4 |
| | 財援団体等 | 45 | 13 | 16 | 1 | | | 1 | 4 | | | 4 |
| | 総計 | 536 | 177 | 255 | 1 | 6 | 19 | 26 | 10 | 10 | 36 | 56 |

(注)

1 行政監査は、通常定期監査の中の事務事業監査として実施していますが、平成26年度はテーマを特定して実施したものがあるため、同年度に件数を計上しました。

| 指摘等件数内訳(注2) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|------|------|-----|------|------|------|----|---------------|------|------|---|------|------|------|-----|-----|
| 指導 | | | | 意見 | | | | 指導(意見)/指導(検討) | | | | 計 | | | | |
| 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | 財務会計 | 工事技術 | 事務事業 | 計 | |
| 88 | 19 | 30 | 137 | 3 | | 23 | 26 | | | | | 116 | 32 | 125 | 273 | |
| | | | 0 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | 0 | | | 5 | 5 | | | | | 0 | 0 | 5 | 5 | |
| 7 | | | 7 | | | | 0 | | | | | 13 | 0 | 0 | 13 | |
| 95 | 19 | 30 | 144 | 3 | 0 | 28 | 31 | | | | | 129 | 32 | 130 | 291 | |
| 83 | 18 | 36 | 137 | 1 | | 25 | 26 | 5 | 3 | | 8 | 114 | 32 | 144 | 290 | |
| | | | 0 | | | | 0 | | | | | 0 | 2 | 0 | 0 | |
| 7 | | | 7 | | | | 0 | 1 | | | | 1 | 11 | 0 | 0 | |
| 90 | 18 | 36 | 144 | 1 | 0 | 25 | 26 | 6 | 3 | 0 | 9 | 127 | 32 | 144 | 303 | |
| 93 | 30 | 45 | 168 | | | 25 | 25 | 2 | | | 1 | 3 | 122 | 36 | 123 | 281 |
| | | | 0 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 15 | | | 15 | | | | 0 | 3 | | | | 3 | 30 | 0 | 0 | |
| 108 | 30 | 45 | 183 | 0 | 0 | 25 | 25 | 5 | 0 | 1 | 6 | 152 | 36 | 124 | 312 | |
| 53 | 25 | 47 | 125 | | | 21 | 21 | | | | | 0 | 67 | 36 | 112 | 215 |
| 1 | | | 1 | | | | 0 | | | | | 0 | 1 | 1 | 3 | |
| 6 | | | 6 | | | | 0 | 1 | | | | 1 | 8 | 0 | 0 | |
| 60 | 25 | 47 | 132 | 0 | 0 | 21 | 21 | 1 | 0 | 0 | 1 | 76 | 37 | 115 | 228 | |
| 49 | 36 | 47 | 132 | | | 21 | 21 | | 1 | 6 | 7 | 55 | 52 | 120 | 227 | |
| | 2 | | 2 | | | | 0 | | | | | 0 | 0 | 3 | 9 | |
| 10 | | | 10 | | | | 0 | 1 | | | | 1 | 16 | 0 | 0 | |
| 59 | 38 | 47 | 144 | 0 | 0 | 21 | 21 | 1 | 1 | 6 | 8 | 71 | 55 | 129 | 255 | |

2 平成27年度から「意見」に該当する事項で軽微なものは「指導(意見)」として区分し、平成28年度からは「指導(意見)」は「指導(検討)」に名称を変更しました。

(2) 部局別内訳

| 部局 | 年度 | | 26 | | | | | 27 | | | | | 部局 | 年度 | |
|----------|-------------------|----|----|-----|----|-----|----|----|-----|----|--------|-----|-------------------|---------------|----|
| | 区分(注1) | 指摘 | 注意 | 指導 | 意見 | 計 | 指摘 | 注意 | 指導 | 意見 | 指導(意見) | 計 | | 区分(注1) | 指摘 |
| 知事部局 | | | | | | | | | | | | | 知事直轄組織 | | |
| | 危機管理部 | | 1 | 3 | 3 | 7 | | 1 | 3 | 3 | | 7 | | 危機管理部 | |
| | 経営管理部 | | 4 | 5 | 2 | 11 | | 11 | 4 | 2 | | 17 | | 経営管理部 | |
| | 企画広報部 | | 2 | 1 | 1 | 4 | | 1 | 2 | 2 | | 5 | | 政策企画部 (注3) | |
| | くらし・環境部 | | 2 | 2 | 2 | 6 | | 1 | | 2 | | 3 | | くらし・環境部 | |
| | 文化・観光部 | | | 4 | 3 | 7 | | 1 | 2 | 2 | | 5 | | 文化・観光部 | |
| | 健康福祉部 | | 11 | 28 | 3 | 42 | 3 | 11 | 16 | 3 | 4 | 37 | | 健康福祉部 | |
| | 経済産業部 | 2 | 12 | 39 | 3 | 56 | 1 | 13 | 42 | 3 | 1 | 60 | | 経済産業部 | |
| | 交通基盤部 | 1 | 22 | 23 | 3 | 49 | 5 | 15 | 22 | 3 | 2 | 47 | | 交通基盤部 | |
| | 出納局 | | | 1 | | 1 | | | 1 | 1 | | 2 | | 出納局 | |
| 企業等 | 小計 | 3 | 54 | 106 | 20 | 183 | 9 | 54 | 92 | 21 | 7 | 183 | | 小計 | |
| | 企業局 | | 2 | 1 | 1 | 4 | | | 2 | | 1 | 3 | 企業局 | | |
| | がんセンター局 | | 1 | 2 | 1 | 4 | 1 | 1 | 2 | 2 | | 6 | がんセンター局 | | |
| | 議会事務局 | | | 1 | | 1 | | | | | | 0 | 議会事務局 | | |
| | 各種委員会事務局 | | | | | 0 | | | | | | 0 | 各種委員会事務局 | | |
| | 教育委員会事務局、 教育機関 | 9 | 20 | 23 | 2 | 54 | 12 | 25 | 34 | 2 | | 73 | 教育委員会事務局、 教育機関 | 6 | |
| | 警察本部、警察署 | 8 | 13 | 4 | 2 | 27 | 5 | 12 | 7 | 1 | | 25 | 警察本部、警察署 | 1 | |
| | 計 | 20 | 90 | 137 | 26 | 273 | 27 | 92 | 137 | 26 | 8 | 290 | 計 | 17 | |
| | 隨時監査 | | | | | 0 | | 2 | | | | 2 | 隨時監査 | 1 | |
| | 行政監査(注2) | | | | 5 | 5 | | | | | | 0 | 行政監査 | | |
| 財政的援助団体等 | 財政的援助団体等 | | 6 | 7 | | 13 | | 3 | 7 | | 1 | 11 | 財政的援助団体等 | | |
| | 合計 | 20 | 96 | 144 | 31 | 291 | 27 | 97 | 144 | 26 | 9 | 303 | 合計 | 18 | |

(注)

- 平成27年度から「意見」に該当する事項で軽微なものは「指導(意見)」として区分し、平成28年度から「指導(意見)」は「指導(検討)」に名称を変更しました。
- 行政監査は、通常定期監査の中の事務事業監査として実施していますが、平成26年度はテーマを特定して実施したものがあるため、同年度に件数を計上しました。
- 「政策企画部」については、知事直轄組織、経営管理部及び文化・観光部に業務を移管し廃止されました。

| 28 | | | | | 29 | | | | | 30 | | | | | | |
|----|-----|-----------|------------|-----|----|----|-----|----|------------|-----|----|----|-----|----|------------|-----|
| 注意 | 指導 | 意見 | 指導 (検討) | 計 | 指摘 | 注意 | 指導 | 意見 | 指導 (検討) | 計 | 指摘 | 注意 | 指導 | 意見 | 指導 (検討) | 計 |
| | 1 | 1 (注4) | | 2 | | | 5 | 2 | | 7 | | 1 | 2 | 1 | 1 | 5 |
| 1 | 2 | 3 | | 6 | | 1 | 3 | 2 | | 6 | 1 | 1 | 3 | 2 | | 7 |
| 4 | 14 | 1 | | 20 | | 1 | 8 | 1 | | 10 | | | 5 | | 2 | 7 |
| | 3 | 1 | | 4 | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 2 | 2 | | 6 | | 1 | 1 | 2 | | 4 | | | 2 | 2 | | 4 |
| 3 | 13 | 2 | | 18 | | 2 | 4 | 2 | | 8 | | | 2 | 4 | 1 | 7 |
| 8 | 28 | 3 | 1 | 41 | 2 | 3 | 14 | 3 | | 22 | 2 | 5 | 9 | 3 | | 19 |
| 13 | 11 | 3 | | 31 | 1 | 10 | 14 | 3 | | 28 | 1 | 6 | 26 | 3 | | 36 |
| 8 | 33 | 3 | 1 | 48 | 7 | 12 | 21 | 3 | | 43 | 6 | 10 | 27 | 4 | 1 | 48 |
| | 1 | 1 | | 2 | | | | | | 0 | | 1 | 1 | | | 2 |
| 38 | 108 | 20 | 2 | 178 | 10 | 30 | 70 | 18 | 0 | 128 | 10 | 24 | 77 | 19 | 5 | 135 |
| | 2 | | | 2 | | | 1 | | | 1 | | 3 | 5 | | | 8 |
| 3 | 2 | | | 5 | | 1 | | | | 1 | | 2 | | | | 2 |
| | | | | 0 | | 1 | | | | 1 | | | | | | 0 |
| | | | | 0 | | 1 | 1 | | | 2 | 1 | | | | | 1 |
| 23 | 44 | 3 | | 76 | 12 | 14 | 41 | 2 | | 69 | 8 | 17 | 37 | 2 | 2 | 66 |
| 4 | 12 | 2 | 1 | 20 | | 1 | 11 | 1 | | 13 | | 2 | 13 | | | 15 |
| 68 | 168 | 25 | 3 | 281 | 22 | 47 | 125 | 21 | 0 | 215 | 19 | 48 | 132 | 21 | 7 | 227 |
| | | | | 1 | 3 | 1 | 1 | | | 5 | 6 | 4 | 2 | | | 12 |
| | | | | 0 | | | | | | 0 | | | | | | 0 |
| 12 | 15 | | 3 | 30 | | 1 | 6 | | 1 | 8 | 1 | 4 | 10 | | 1 | 16 |
| 80 | 183 | 25 | 6 | 312 | 25 | 49 | 132 | 21 | 1 | 228 | 26 | 56 | 144 | 21 | 8 | 255 |

(注)

4 知事直轄組織と経営管理部に対する意見1件は、知事直轄組織に一括して計上しています。

第4 監査業務のアウトソーシング

県民に信頼され、開かれた監査を推進するため、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を監査法人等に外部委託（アウトソーシング）しています。

本県では、全国に先駆け、平成14、15年度から試行的に実施し、平成16年度からは、毎年概ね業務の50%程度をアウトソーシングしています。

効果として、外部の者が監査業務に従事することにより透明性や独立性が確保されること、公認会計士の専門的知識等を活用した監査ができるなど挙げられます。

(1) 平成30年度の監査実施状況

| 区分 | 全対象箇所 A | アウトソーシング 対象箇所 B | 30年度 実施率 B/A | (参考) 29年度 実施率 |
|--------------|------------|-----------------------|--------------------|---------------------|
| 定期監査 | 本 庁 | 216 | 105 | 48.6% |
| | 出先機関 | 253 | 133 | 52.6% |
| 小 計 | 469 | 238 | 50.7% | 52.8% |
| 財援団体等 の監査 | 45 | 33 | 73.3% | 69.2% |
| 計 | 514 | 271 | 52.7% | 54.4% |
| 例月出納検査 | 3会計 | 2会計 | — | — |

(2) 平成30年度の指摘等の状況

| 区分 (注1) | 全指摘等の件数 A (注2) | アウトソーシング による指摘等件数 B | 30年度 実施率 B/A | (参考) 29年度 実施率 |
|------------|-------------------|---------------------------|--------------------|---------------------|
| 指 摘 | 20 | 0 | — | 4.5% |
| 注 意 | 52 | 4 | 7.7% | 6.3% |
| 指 導 | 142 | 24 | 16.9% | 16.8% |
| 意 見 | 21 | 0 | — | — |
| 指導（検討） | 8 | 0 | — | 100% |
| 計 | 243 | 28 | 11.5% | 12.1% |

(注)

- 1 指摘、注意、指導、意見、指導（検討）の区分は、資料編（82ページ）を参照してください。
- 2 行政監査・隨時監査を除きます。

第5 監査の情報提供

本県では、監査基本方針に基づき、公正で透明性があり、県民の視点に立った監査を目指すため、以下のような取組を行っています。

(1) 県公報による広報

監査結果などについて、県公報に登載しています。

(2) ホームページによる広報

監査結果などについては、県公報に加えて、ホームページにも掲載しています。

なお、監査年報は、ホームページでもご覧いただけます。

●静岡県のホームページアドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/>

●監査委員事務局のホームページアドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/kansa/index.html>

The screenshot shows the official website of Shizuoka Prefecture. The top navigation bar includes links for 'Prefecture Home', 'Accessibility', 'Large Text Size', 'Other Languages', and search functions. The main menu features categories like 'Home', 'Community', 'Healthcare', 'Education', 'Economy', 'Infrastructure', and 'Bureaucracy'. A sidebar on the left lists various departmental links. The central content area is titled 'Audit Commission Bureau' and contains three main sections: '1. Audit Commission Bureau Overview', '2. Audit Commission Bureau Functions', and '3. Audit Issues'.

(3) 監査結果の報道機関（県政記者クラブ）への情報提供

平成22年度から、定期監査等の結果については、報道機関（県政記者クラブ）へ積極的かつ速やかに情報提供し、県民に対する説明責任を果たすとともに、より一層の監査の透明性を図っています。

資料編

資料 I 監査委員制度とは

1 監査委員制度の沿革

(1) 監査委員制度の創設

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)により、監査委員及び事務局の設置並びに監査委員の職務権限について規定されています。

(2) 監査機能の充実

昭和23年以降、法も逐次改正され、監査委員の職務権限の拡充や事務局体制の整備など、監査機能の充実が図られてきました。

(3) 行政監査の導入

平成3年4月の法改正で、財務監査に加え一般的な行政事務についても監査の対象とする行政監査の導入が図られました。

(4) 外部監査制度

平成9年6月に法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

(監査委員制度と外部監査制度と相まって地方公共団体の監査機能全体の強化)

(5) 地方公共団体財政健全化法の成立

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)が成立し、監査委員は健全化判断比率等を審査することになりました。

2 監査委員の職務

監査委員は、法により地方公共団体が必ず設置しなければならない執行機関の一つで、公正を確保すべく知事の指揮監督から職務上独立し、知事と対等の立場において監査を実施する独立の機関で、広範な職務権限が与えられています。

監査委員の役割は、県民の信頼と付託のもと、本県の行財政の執行について、住民の福祉の増進に努めているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているなどに意を用いて、行財政全般について県民目線で監査し指導することにあります。

監査は、その対象が財務事務か財務事務以外の事務かによって、「財務監査」と「行政監査」に大別することができます。

「財務監査」とは、財務に関する事務の執行および経営にかかる事業の管理の監査であり、財務に関する事務とは、具体的には、収入、支出、契約、現金・有価証券の出納保管、財産管理等の事務をいいます。

経営に係る事業の管理の監査とは、公営企業等の業務運営全般の監査であり、組織・人事管理、事務管理等を含んでいます(法第199条第1項)。

一方「行政監査」は、公正で能率的な行政を確保するため、平成3年の法改正で新たに追加されたもので、これにより監査の対象範囲が事務事業全般に拡大しました。したがって、「行政監査」については、地方公共団体の事務であれば、労働委員会及び収用委員会

の権限に属する事務など法に定める除外事務以外は、すべて監査の対象になります（法第199条第2項）。

この「行政監査」は、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかの観点を主眼に、監査委員の判断により実施されています（法第199条第2項）。

事務の執行については、正確性、合規性はもちろんのことですが、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査し適正化を図っています。

また、「行政監査」は不正または違法の摘発を旨とするものではありませんが、県民の県政に対する信頼を損ねるような法令違反や不祥事の根絶に向けたコンプライアンス推進への取組、綱紀の厳正保持などについても監査し改善を求めています。

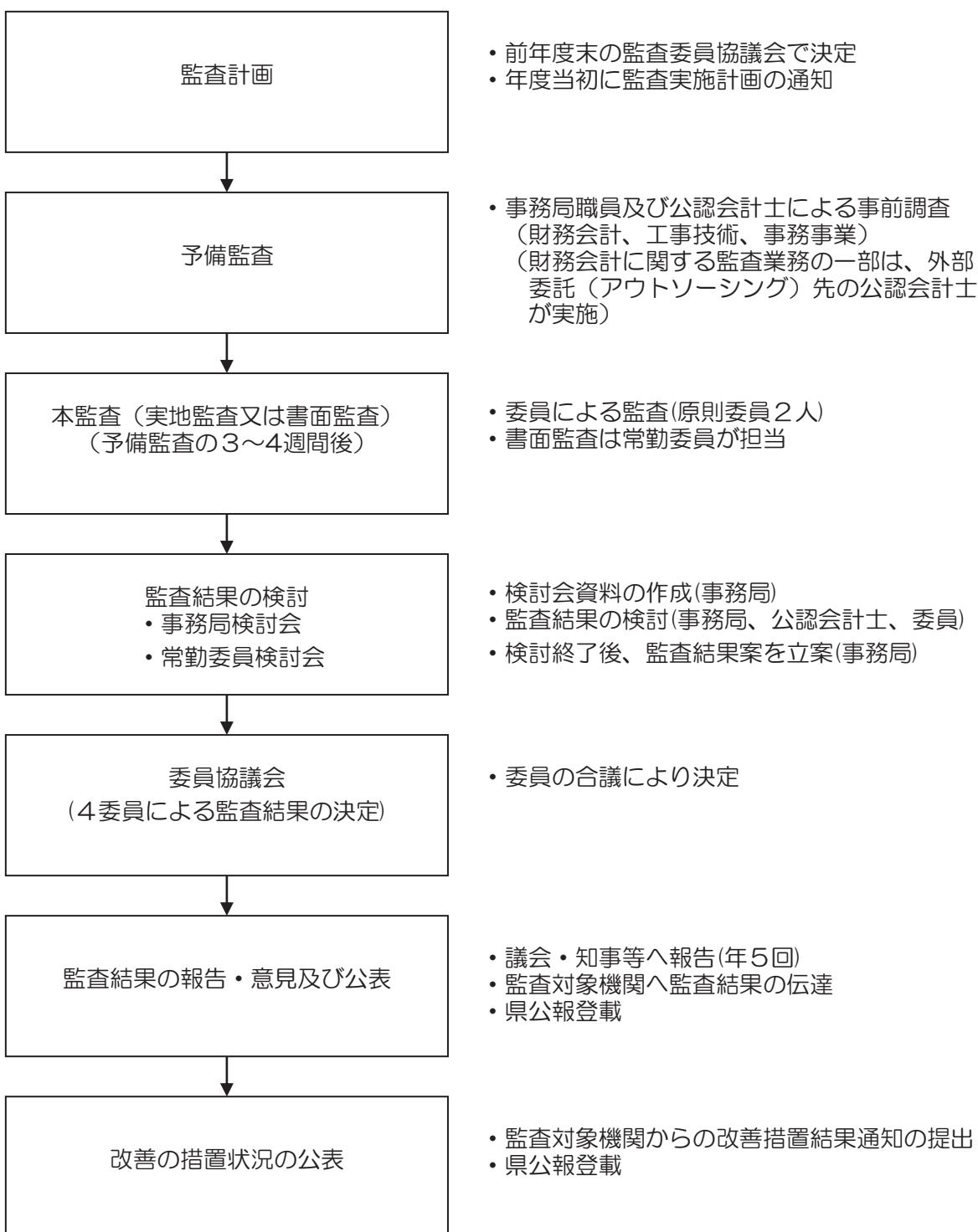
本県では「行政監査」を、毎会計年度の定期監査の中で実施していますが、緊急を要する課題や各部局にまたがる課題などについては、必要に応じて定期監査とは別に随時の監査として実施しています。

その他に、決算審査、財政健全化法による審査、例月出納検査、住民監査請求に基づく監査などを実施しています。

なお、すべての監査結果については、報告書にまとめて議会、知事及び関係機関に提出するとともに、県公報やホームページに登載し報道機関にも情報提供して公表し、県民への説明責任を果たしています。

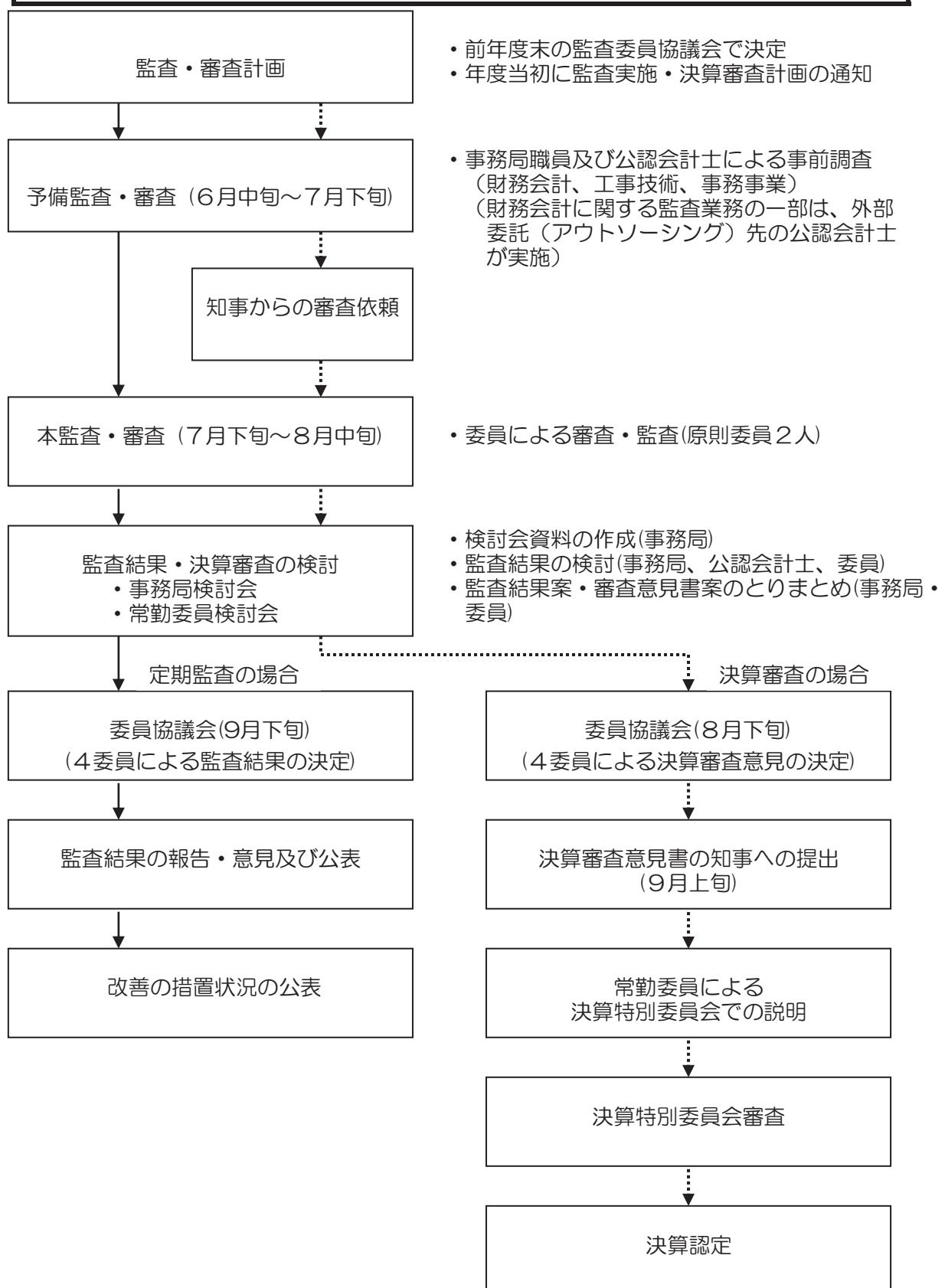
3 監査事務の流れ

定期監査(出先機関)



(注) 財政的援助団体等の監査についても、上記の流れに準じて実施しています。

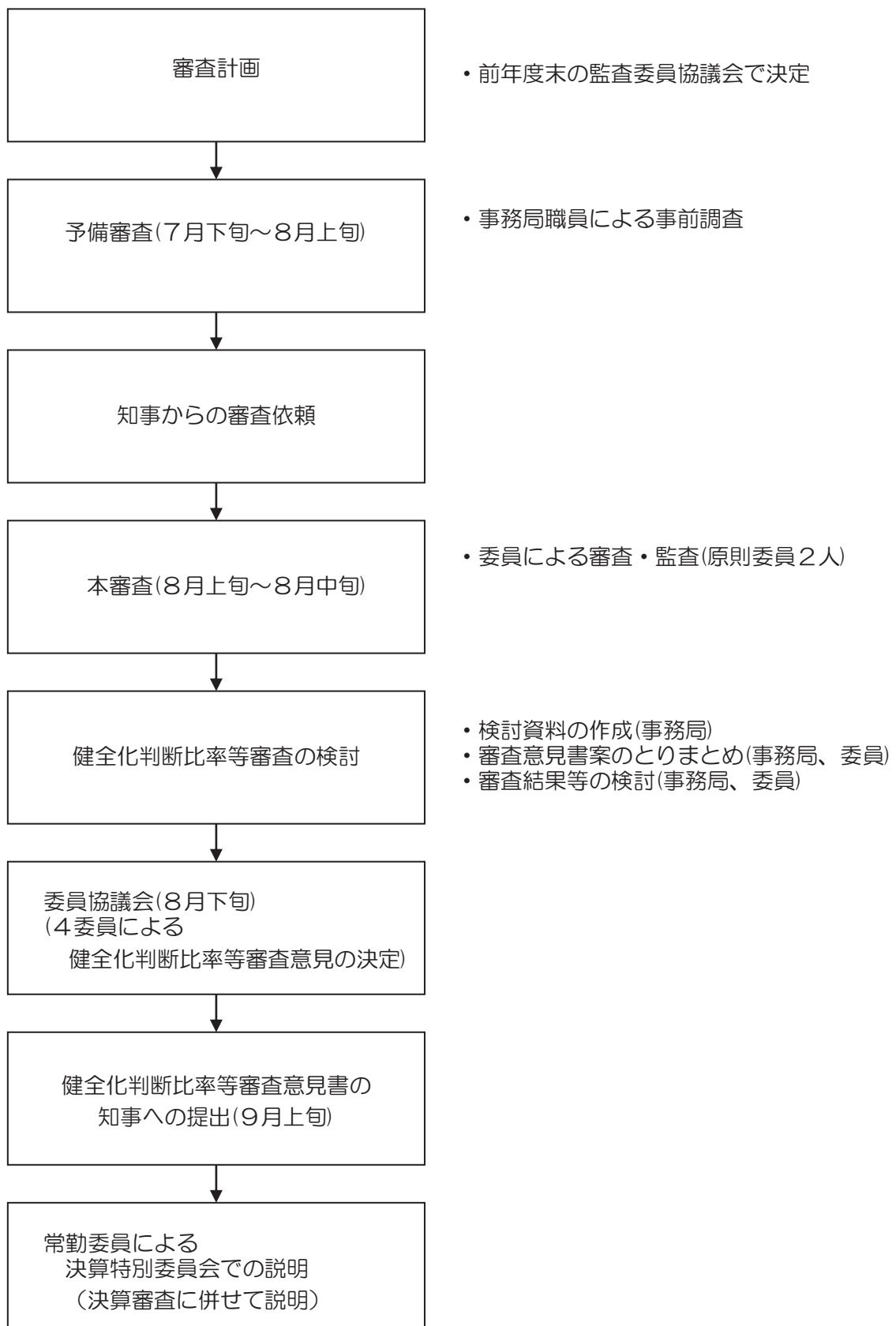
定期監査(本庁)・決算審査



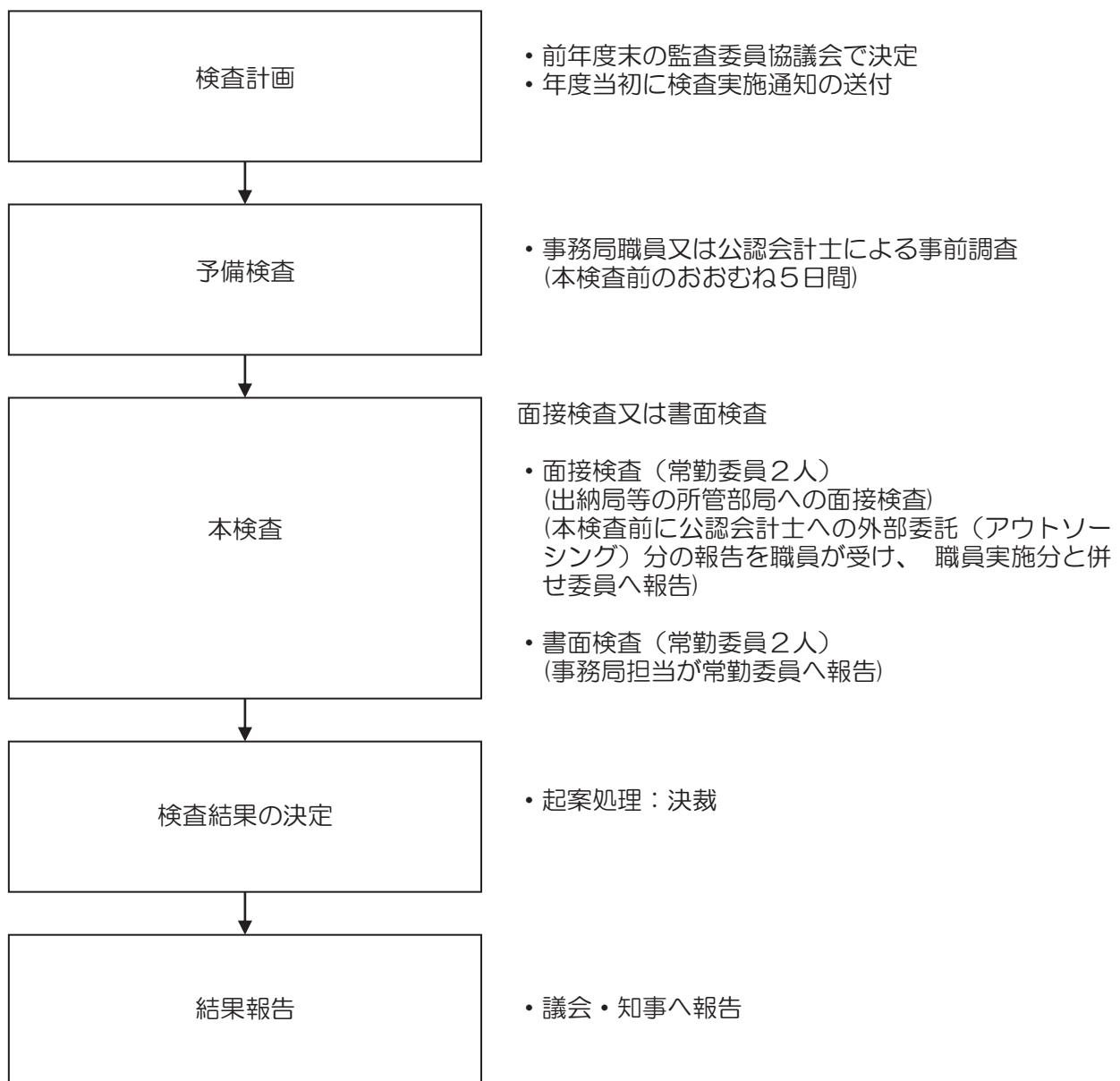
→ 定期監査(本庁)の流れ

···▶ 知事からの依頼に基づく決算審査の流れ

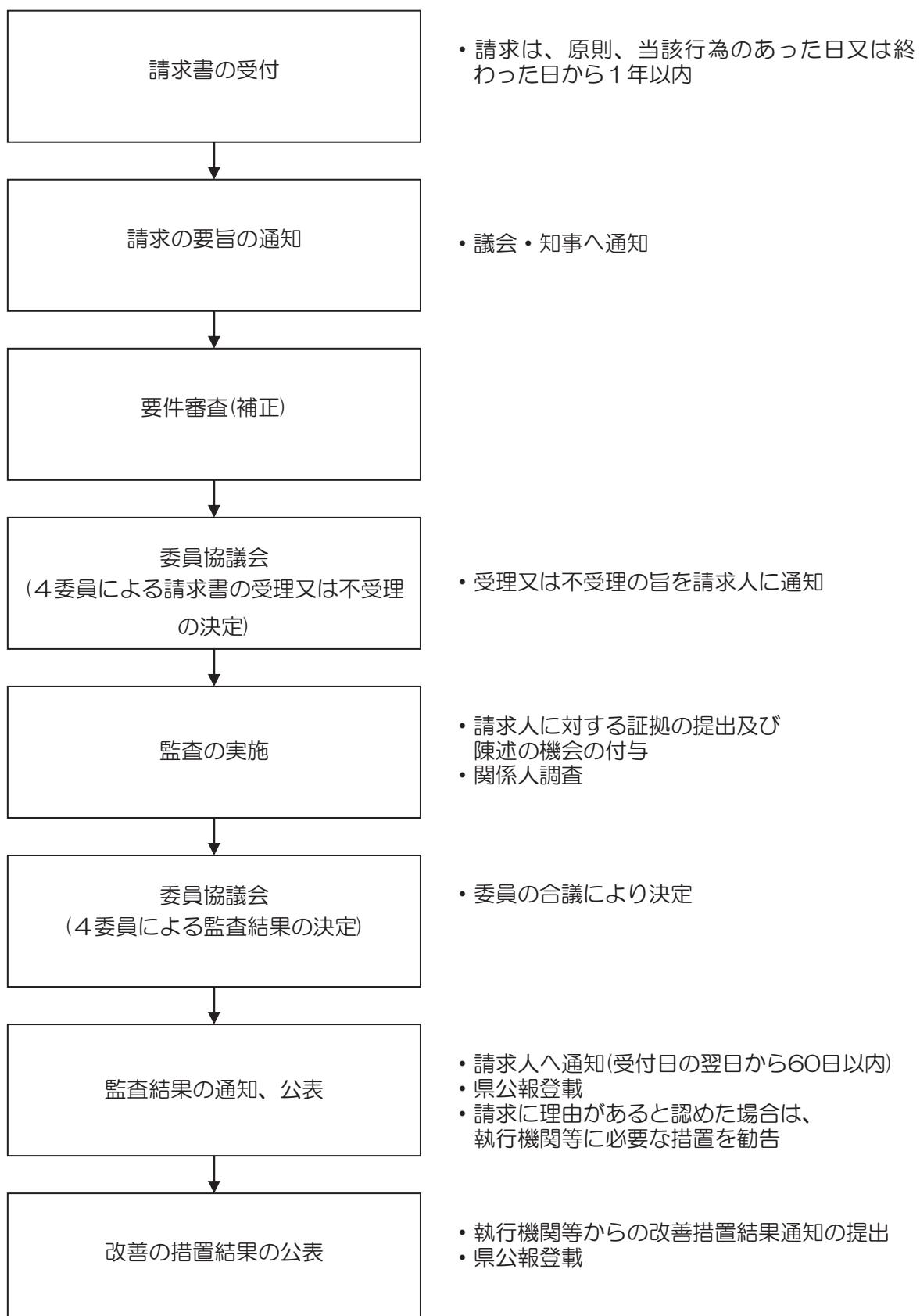
健全化判断比率等審査



例月出納検査(普通会計・歳入歳出外現金・基金・公営企業会計)



住民監査請求に基づく監査



(参考) 監査結果の「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導（検討）」とは

1 監査結果の報告・公表及び意見の提出

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを議会、知事及び関係機関に提出し、かつ、県公報に登載して公表します。

必要があると認めるときは、報告に添えて意見を提出します。

公表の回数は原則として年5回です。

なお、監査の結果に関する報告やその報告に添える意見は、監査委員の合議により決定します。

2 監査結果の指摘等の区分

指摘、注意、指導、意見、指導（検討）の区分は、次のとおりです。

| 区分 | 内 容 |
|--------|---|
| 指摘 | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none">a 法令・条例・規則に違反している事項b 収入確保に適切な措置を要する事項c 予算を目的外に支出している事項d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項e 既に注意事項としたものでは正又は改善がされていない事項 |
| 注意 | <p>指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したものでは正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p> |
| 指導 | <p>注意に掲げる事項に該当し、その程度が単純かつ影響の少ないミス等であるもの及びその他特に指導すべき事項は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p> |
| 意見 | <p>組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。</p> |
| 指導（検討） | <p>意見に該当する事項で、その内容が軽微である場合は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p> |

(注) 「意見」に該当する事項で軽微なものは平成27年度から「指導（意見）」として区分し、平成28年度から「指導（意見）」は「指導（検討）」に名称を変更し、件数のみ公表しています。

3 監査結果に基づく改善の措置の公表

指摘等の結果に対しては3ヶ月以内に改善措置を講ずるよう求めており、議会、知事等から、監査結果に基づき又は監査結果を参考として改善の措置を講じた旨の通知を受けた場合は、その都度、当該通知に係る事項を県公報に登載して公表します。

4 指摘事項等に対する改善の措置状況の把握

指摘、注意、指導、意見及び指導（検討）については、その改善の措置状況の把握に努めるとともに、次回の監査においてもその内容を確認します。

資料Ⅱ 外部監査制度とは

1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

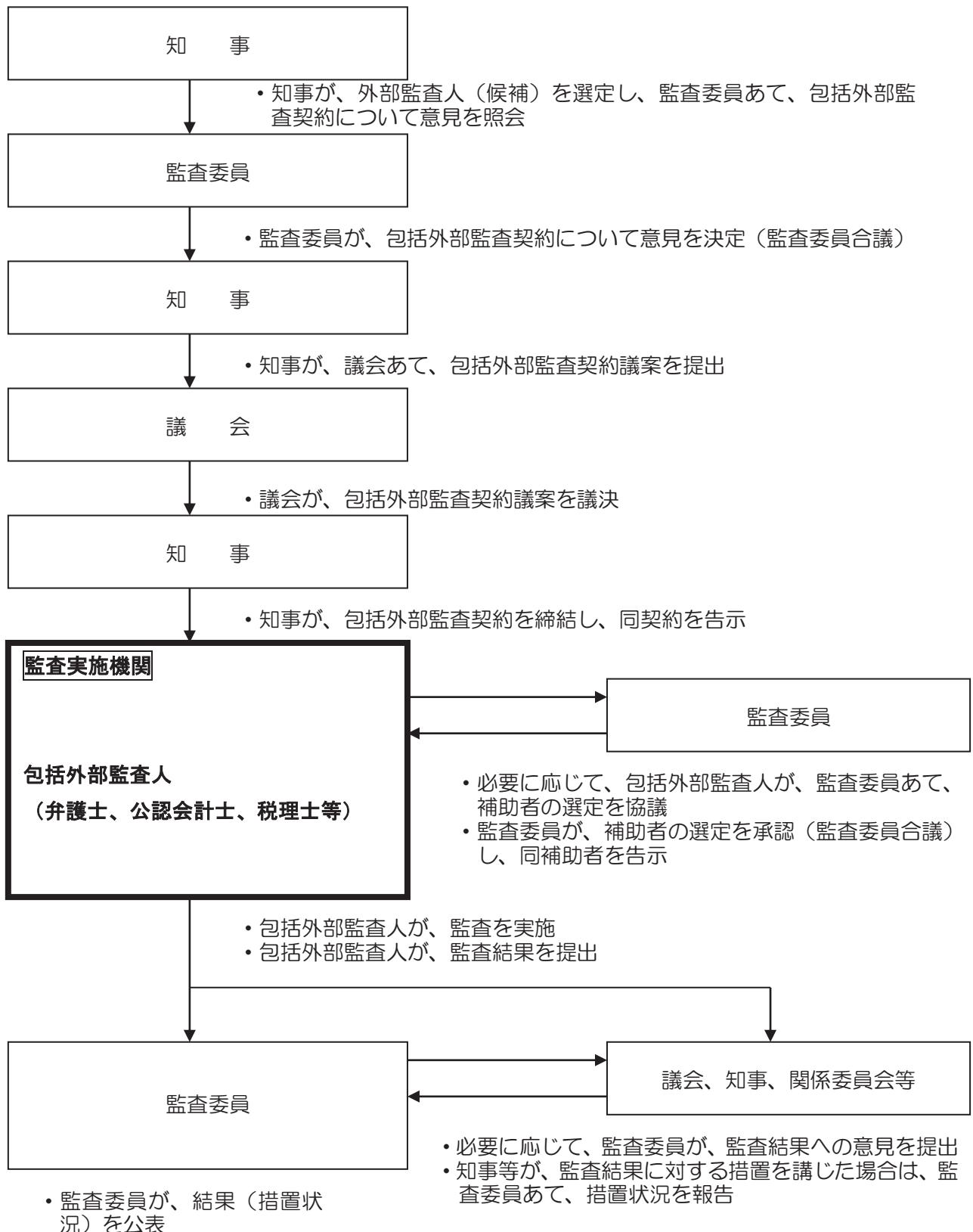
本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

| 区分 | ①包括外部監査 | ②個別外部監査 |
|--------|---|---|
| 監査の種類 | <ul style="list-style-type: none">・財務監査・財政的援助団体等に対する監査 | <ul style="list-style-type: none">・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求・議会からの事務監査請求・知事からの事務監査要求・知事からの財政的援助団体等の監査要求・住民からの住民監査請求 |
| 監査対象事項 | 外部監査人自らが選定した事項 (年1回以上) | 外部監査によることを請求・要求された事項 |
| 契約先 | 自然人1人 弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士 | |
| 契約期間 | 毎会計年度当初～当該年度末 | 個々の契約で決定 |
| 契約制限 | 同一の者と連続契約できるのは 3回まで | — |
| 補助者 | あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる | |
| 関係人調査 | あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる | |
| 義務と罰則 | <ul style="list-style-type: none">・善良な管理者の注意をもっての誠実な監査・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査・守秘義務・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。） | |

包括外部監査の流れ



2 包括外部監査の実施状況

(1) 平成30年度の監査実施状況

平成30年度の包括外部監査は、次のとおり実施されました。

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 外部監査人 | 公認会計士 村松 淳旨 |
| 補助者 | 8名（公認会計士 加山 秀剛 外7名） |
| テーマ | 指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について |
| テーマの選定理由 | <p>平成15年9月に「地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、公の施設の管理運営について管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入された。指定管理者制度の導入は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用して、住民サービスの向上や経費削減等を図ることを目的として導入されたものである。静岡県においても、平成16年度に2施設が指定管理者制度に移行し、その後数年で40施設を超える施設で指定管理者制度が採用された。全国的にも多数の公の施設の管理運営が指定管理者制度に移行したが、指定管理者制度に移行したことによる住民サービスの向上や経費削減等が、適切に行われているかの検証も多くの自治体で行われてきた。静岡県包括外部監査でも平成22年度に指定管理者制度をテーマに監査が行われている。</p> <p>その後も民間の能力活用は積極的に推進され、平成23年にPFI法の改正により、コンセッション方式の導入や平成29年改訂のPPP/PFI推進アクションプランでは、コンセッション事業の他に収益型事業や公的不動産利活用事業などの手法も紹介されている。静岡県でも、平成31年度から富士山静岡空港の管理運営にコンセッション方式が採用される予定である。</p> <p>今後、多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制と良好な公共サービスの実現を趣旨として採用されている指定管理者制度をPPP/PFI手法や直営を含めて再検証する意味は大きいと考えた。</p> <p>以上の観点から、当該テーマを選定した。</p> |
| 監査対象とする部局 | くらし・環境部、文化・観光部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部、教育委員会 |
| 監査対象期間 | 原則として平成29年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。） |
| 監査実施期間 | 平成30年6月1日から平成31年3月31日まで |

(注) 包括外部監査の結果は、県公報（平成31年3月29日）に掲載されています。

また、結果に基づき講じた措置についても、県公報に登載される予定です。

(2) 監査結果

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

| 区分 | 内容 |
|-----|--|
| 指 摘 | 次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 |
| 意 見 | 組織及び運営の合理化など多様な観点から改善の必要があると認める事項 |

平成30年度の監査結果においては「指摘」とされた項目は以下のとおりです。

- ・ 休所日の取扱いの見直しについて

また、「意見」とされた項目のうち、主なものは以下のとおりです。

- ・ 「指定管理の手引き」のあり方について
- ・ 修繕計画の策定について

(3) 年度別の実施状況

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------------------------|---------------|----------|------------------------|------------|-----------------------|-----------|----------|-----------|----------|----------|
| 契約の締結 | H21.4.1 | H22.4.1 | H23.4.1 | H24.4.1 | H25.4.1 | H26.4.1 | H27.4.1 | H28.4.1 | H29.4.1 | H30.4.1 |
| 契約の金額 1,850万円を上限とする | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 1,750万円を上限とする | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 外部監査人 (資格) | 山下利俊 公認会計士 | 同左 | 内山昌美 同左 | 杉原賢一 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| (住所) | 静岡市 | 同左 | 浜松市 | 同左 | 静岡市 | 同左 | 同左 | 藤枝市 | 同左 | 同左 |
| 補助者 (人数) | 8人 | 7人 | 4人 | 6人 | 5人 | 5人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 |
| 公認会計士 | 7人 | 5人 | 4人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 |
| 弁護士 | 1人 | 1人 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 上記以外 | — | — | 1人 (公認会計士 試験合格者) | — | 1人 (公認会計士 試験会員) | — | — | — | — | — |
| 結果の報告 | H22.3.17 | H23.3.11 | H24.3.30 | H25.3.28 | H26.3.25 | H27.3.18 | H28.3.25 | H29.3.21 | H30.3.27 | H31.3.22 |
| 結果の公表 (公告) | H22.3.31 | H23.3.31 | H24.3.30 | H25.3.29 | H26.4.1 | H27.3.27 | H28.3.31 | H29.3.31 | H30.3.30 | H31.3.29 |
| 措置の公表 (公告) | H23.2.9 | H23.11.8 | H24.1.9 | H25.11.8 | H26.11.21 | H27.11.10 | H29.1.6 | H29.10.27 | H30.1.12 | R元年度内 |

平成30年度版監査年報

令和元年9月 発行

静岡県監査委員事務局監査課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話 054-221-2927

e-mail kansaka@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/kansa/index.html>

この冊子についてのお問い合わせ、ご意見、ご要望などは、上記までご連絡ください。

「印刷用の紙にリサイクルできます。」

この印刷物は、430部作成し、1部あたりの印刷経費は179.2円です。